

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省老人保健課 総務課 高齢者支援課 認知症施策・地域介護推進課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

指定居宅サービスに要する費用の額の
算定に関する基準等の一部を改正する告示等
の公布について
計 307 枚（本紙を除く）

Vol.933

令和 3 年 3 月 15 日

厚 生 労 働 省 老 健 局

老人保健課、総務課、高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111 (内線 3948、3909、3971、3979)
FAX : 03-3595-4010

事務連絡
令和3年3月15日

都道府県
各 指定都市 介護保険主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省老健局老人保健課
総務課
高齢者支援課
認知症施策・地域介護推進課

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を
改正する告示等の公布について

介護保険制度の運営につきましては、平素より種々御尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

先般の社会保障審議会介護給付費分科会におきまして、指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）等の一部改正に係る答申等が得られたところです。

本日、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示」（令和3年厚生労働省告示第73号）等が別添のとおり公布されました。

貴県又は貴市におかれましては、管下市町村又は事業所等への周知を徹底し、令和3年4月1日からの円滑な施行に向けてご協力頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、今般の改正に伴う具体的な運用等につきましては、近日中に別途お知らせする予定であることを申し添えます。

○厚生労働省告示第七十一号

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六第三号の規定に基づき、介護保険法施行規則第四百十条の六第三号に規定する厚生労働大臣が定める基準について次のように定め、令和三年四月一日より適用する。ただし、この告示の適用の日から令和六年三月三十一日までの間、第五条、第六条、第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「調じなければ」とあるのは、「調じよう努めなければ」とする。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

介護保険法施行規則第四百十条の六第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準

第一条 訪問型サービス事業者(訪問型サービス(介護保険法(平成九年法律第二百三十三号)第五百十五条の四十五第一項第一号のイに規定する第一号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成二十六年法律第八十三号、第三条において「医療介護総合確保推進法」という。)第五条の規定による改正前の介護保険法第八十二条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。)の事業を行う者をいう。以下この条において同じ。)のサービス提供責任者は、地域包括支援センター等に対し、訪問型サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うものとする。

第二条 訪問型サービス事業者は、介護予防サービス計画(介護保険法第八十二条の二第十六項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。)及びケアプランの作成又は変更に際し、地域包括支援センターの保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等又は居宅要支援被保険者等(介護保険法第十五条の四十五第一項第一号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを当該ケアプラン等に位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第三条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者(通所型サービス(介護保険法第十五条の四十五第一項第一号のロに規定する第一号通所事業のうち、医療介護総合確保推進法第五条の規定による改正前の介護保険法第八十二条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。)の事業を行う者をいう。以下同じ。)は、サービスを提供するに当たっては、介護保険法第八十二条の二第二項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第四条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第五条 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下この条において「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

一 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

二 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第六條 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね六月に一回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、従業員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第七條 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程（介護保険法施行規則第四十條の六十三の五第一項第八号に規程する運営規程をいう。第九條において同じ。）の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

二 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による事業所の掲示に代えることができる。

第八條 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対してサービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対してもサービス提供を行うよう努めなければならない。

第九條 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項についての運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること。

二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

三 事業所において、従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第十條 通所型サービス事業者は、全ての従業員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八條第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第十一條 通所型サービス事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

二 通所型サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十二條 通所型サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

第十三條 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、作成、保存、その他これらに類するもののうち、書面（書画、書類、文書、冊子、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報に記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

二 訪問型サービス事業者及び通所型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（この項において「交付等」という。）のうち、書面で行うことが想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

○厚生労働省告示第七十二号

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十三の二第一項第一号の規定に基づき、介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準を次のように定め、令和三年四月一日より適用する。ただし、令和三年九月三十日までの間は、別表単位数表の訪問型サービス費のイからトまで、通所型サービス費のイ及び介護予防ケアマネジメント費のイについて、それぞれの所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

令和三年三月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

介護保険法施行規則第四百十条の六十三の二第一項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準

- 一 訪問型サービス（介護保険法（平成九年法律第二百三十三号、以下「法」という。）第一百五十四条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「平成二十六年改正前法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）、通所型サービス（法第一百五十四条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業のうち、平成二十六年改正前法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）及び介護予防ケアマネジメント（法第一百五十四条の四十五第一項第一号ニに規定する第一号介護予防支援事業のうち、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）に規定する介護予防支援に相当するサービスをいう。以下同じ。）に要する費用の額は、別表単位数表により算定するものとする。
- 二 訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額は、厚生労働大臣が定める一単位の単価（平成二十七年厚生労働省告示第九十三号）に規定する訪問介護、通所介護及び介護予防支援に係る一単位の単価に別表に定める単位数を乗じて算定するものとする。
- 三 前三号の規定により訪問型サービス、通所型サービス及び介護予防ケアマネジメントに要する費用の額を算定した場合において、その額に一円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

別表

単位数表

イ 訪問型サービス費	1.175単位
ロ 訪問型サービス費Ⅱ	2.349単位
ハ 訪問型サービス費Ⅲ	3.727単位
ニ 訪問型サービス費Ⅳ	268単位
ホ 訪問型サービス費Ⅴ	272単位
ヘ 訪問型サービス費Ⅵ	287単位
ト 訪問型サービス費Ⅶ（短時間サービス）	167単位

注 1 利用者に対して、訪問型サービス事業所（訪問型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の訪問介護員等（介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び

運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号。以下「旧指定介護予防サービス基準」という。）第5条第1項に規定する訪問介護員等に相当する者をいう。以下同じ。）が、訪問型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、イからハまでについては1月につき、ニからトまでについては1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。

- イ 訪問型サービス費Ⅰ 介護予防サービス計画（法第8条の2第16項に規定する介護予防サービス計画をいい、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第83条の9第1号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。）及びケアプランにおいて1週に1回程度の訪問型サービスが必要とされた事業対象者（介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定める者をいう。以下同じ。）又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して訪問型サービスを行った場合
 - ロ 訪問型サービス費Ⅱ 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回程度の訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して訪問型サービスを行った場合
 - ハ 訪問型サービス費Ⅲ 介護予防サービス計画及びケアプランにおいて1週に2回を超える程度の訪問型サービスが必要とされた事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して訪問型サービスを行った場合
 - ニ 訪問型サービス費Ⅳ 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、1月の中で全部で4回以下の訪問型サービスを行った場合
 - ホ 訪問型サービス費Ⅴ 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、1月の中で全部で5回以上8回以下の訪問型サービスを行った場合
 - ヘ 訪問型サービス費Ⅵ 事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して、1月の中で全部で9回以上12回以下の訪問型サービスを行った場合
 - ト 訪問型サービス費（短時間サービス） 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1若しくは要支援2である者に対して、身体介護（利用者の身体に直接接して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。以下同じ。）が中心であり、かつ、1月の中で全部で22回以下の訪問型サービスを行った場合
- 2 介護保険法施行規則第22条の23第2項に規定する生活援助従事者研修課程の修了者が身体介護に従事した場合は、当該月において算定しない。
- 3 訪問型サービス事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは訪問型サービス事業所と同一の建物（以下この注において「同一敷地内建物等」という。）に居住する利用者又は訪問型サービス事業所における1月当たりの利用者が同一の建物に20人以上居住する建物（同一敷地内建物等を除く。）に居住する利用者に対して、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。
- 4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、特別地域加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、1月当たり実利用者数が5人以下である訪問型サービス事業所（その一部として使用される事務所が当該地域に所在しない場合は、当該事務所を除く。）又はその一部として使用される事務所の訪問介護員等が訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

- 6 訪問型サービス事業所の訪問介護員等が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、訪問型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 7 利用者が介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、訪問型サービス費は、算定しない。
- 8 利用者が一の訪問型サービス事業所において訪問型サービスを受けている間は、当該訪問型サービス事業所以外の訪問型サービス事業所が訪問型サービスを行った場合に、訪問型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の訪問型サービス事業所がいずれもニからトまでのいずれかの算定に係る訪問型サービスを行った場合は、この限りでない。

チ 初回加算 200単位

注 訪問型サービス事業所において、新規に訪問型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第39条第2号に規定する介護予防訪問介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成した利用者に対して、サービス提供責任者（旧指定介護予防サービス基準第5条第2項に規定するサービス提供責任者に相当する者をいう。以下同じ。）が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った場合又は当該訪問型サービス事業所のその他の訪問介護員等が初回若しくは初回の訪問型サービスを行った日の属する月に訪問型サービスを行った際にサービス提供責任者が同行した場合は、1月につき所定単位数を加算する。

リ 生活機能向上連携加算

- (1) 生活機能向上連携加算Ⅰ 100単位
- (2) 生活機能向上連携加算Ⅱ 200単位

注 1 (1)について、サービス提供責任者が、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）第29条第1項に規定する指定介護予防訪問リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス基準第117条第1項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。注2において同じ。）の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の助言に基づき、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月に、所定単位数を加算する。

2 (2)について、利用者に対して、指定介護予防訪問リハビリテーション事業所、指定介護予防通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、指定介護予防訪問リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第78条に規定する指定介護予防訪問リハビリテーションをいう。以下同じ。）、指定介護予防通所リハビリテーション（指定介護予防サービス基準第116条に規定する指定介護予防通所リハビリテーションをいう。以下同じ。）等の一環として当該利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と利用者の身体の状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問型サービス計画を作成した場合であって、当該医師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士と連携し、当該訪問型サービス計画に基づく訪問型サービスを行ったときは、初回の当該訪問型サービスが行われた日の属する月以降3月の間、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)を算定している場合は、算定しない。

ヌ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（以下「Ⅰ」という。）については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからリまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからリまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからリまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ル 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た訪問型サービス事業所が、利用者に対し、訪問型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからリまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからリまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2 通所型サービス費

イ 通所型サービス費

- | | |
|-----------------------|---------|
| (1) 事業対象者・要支援1（1月につき） | 1,572単位 |
| (2) 事業対象者・要支援2（1月につき） | 3,428単位 |
| (3) 事業対象者・要支援1（1回につき） | 384単位 |
| (4) 事業対象者・要支援2（1回につき） | 395単位 |

注1 旧指定介護予防サービス基準第97条に定める看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）又は介護職員の員数を置いているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所（通所型サービスの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、通所型サービスを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、(1)及び(2)については1月につき、(3)及び(4)については1回につき、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

- (1) 事業対象者・要支援1 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1である者に対して、通所型サービスを行った場合
- (2) 事業対象者・要支援2 事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して、通所型サービスを行った場合

(3) 事業対象者・要支援1 事業対象者又は要支援状態区分が要支援1である者に対して、1月の中で全部で4回以下の通所型サービスを行った場合

(4) 事業対象者・要支援2 事業対象者又は要支援状態区分が要支援2である者に対して、1月の中で全部で5回以上8回以下の通所型サービスを行った場合

- 2 通所型サービス事業所の従業者（旧指定介護予防サービス基準第97条第1項に規定する介護予防通所介護従業者に相当する者をいう。）が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域を越えて、通所型サービスを行った場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。
- 3 利用者が介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護若しくは介護予防特定施設入居者生活介護又は介護予防小規模多機能型居宅介護若しくは介護予防認知症対応型共同生活介護を受けている間は、通所型サービス費は、算定しない。
- 4 利用者が一の通所型サービス事業所において通所型サービスを受けている間は、当該通所型サービス事業所以外の通所型サービス事業所が通所型サービスを行った場合に、通所型サービス費は、算定しない。ただし、当該複数の通所型サービス事業所がいずれもイ(3)又は(4)の算定に係る通所型サービスを行った場合は、この限りでない。
- 5 通所型サービス事業所と同一建物に居住する者又は通所型サービス事業所と同一建物から当該通所型サービス事業所に通う者に対し、通所型サービスを行った場合は、次に掲げる区分に応じ、1月につき次の単位を所定単位数から減算する。ただし、傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要であると認められる利用者に対して送迎を行った場合は、この限りでない。

- | | |
|------------------------|-------|
| (1) イ(1)又は(3)を算定している場合 | 376単位 |
| (2) イ(2)又は(4)を算定している場合 | 752単位 |

ロ 生活機能向上グループ活動加算 100単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、利用者の生活機能の向上を目的として共通の課題を有する複数の利用者からなるグループに対して実施される日常生活上の支援のための活動（以下「生活機能向上グループ活動サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、同月中に利用者に対し、運動器機能向上加算、栄養改善加算、口腔機能向上加算又は選択的サービス複数実施加算のいずれかを算定している場合は、算定しない。

イ 生活相談員、看護職員、介護職員、機能訓練指導員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有するはり師又はきゅう師を含む。）その他通所型サービス事業所の従業者が共同して、利用者ごとに生活機能の向上の目標を設定した通所型サービス計画（旧指定介護予防サービス基準第109条第2号に規定する介護予防通所介護計画に相当するものをいう。以下同じ。）を作成していること。

ロ 通所型サービス計画の作成及び実施において利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の生活機能向上グループ活動サービスの項目を準備し、その項目の選択に当たっては、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助し、利用者の心身の状況に応じた生活機能向上グループ活動サービスが適切に提供されていること。

ハ 利用者に対し、生活機能向上グループ活動サービスを1週につき1回以上行っていること。

ハ 運動器機能向上加算	225単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、利用者の運動器の機能向上を目的として個別的に実施される機能訓練であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「運動器機能向上サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。	
イ 専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下この注において「理学療法士等」という。）を1名以上配置していること。	
ロ 利用者の運動器の機能を利用開始時に把握し、理学療法士等、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、運動器機能向上計画を作成していること。	
ハ 利用者ごとの運動器機能向上計画に従い理学療法士等、介護職員その他の職種の者が運動器機能向上サービスを行っているとともに、利用者の運動器の機能を定期的に記録していること。	
ニ 利用者ごとの運動器機能向上計画の進捗状況を定期的に評価していること。	
ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。	
二 若年性認知症利用者受入加算	240単位
注 受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要支援者となったものをいう。以下同じ。）ごとに個別の担当者を決めているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、若年性認知症利用者に対して通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。	
ホ 栄養アセスメント加算	50単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算又は選択的サービス複数実施加算の算定に係る栄養改善サービスを受ける間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。	
イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。	
ロ 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（への注において「管理栄養士等」という。）が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。	
ハ 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。	
ニ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。	

ヘ 栄養改善加算	200単位
注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下「栄養改善サービス」という。）を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。	
イ 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。	
ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。	
ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。	
ニ 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。	
ホ 利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準のいずれにも該当しない通所型サービス事業所であること。	
ト 口腔機能向上加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注及びチにおいて「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 口腔機能向上加算Ⅰ	150単位
ロ 口腔機能向上加算Ⅱ	160単位
チ 選択的サービス複数実施加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、運動器機能向上サービス、栄養改善サービス又は口腔機能向上サービスのうち複数のサービスを実施した場合に、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、運動器機能向上加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定している場合は、次に掲げる加算は算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ 選択的サービス複数実施加算Ⅰ	480単位
ロ 選択的サービス複数実施加算Ⅱ	700単位
リ 事業所評価加算	120単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、評価対象期間（事業所評価加算を算定する年度の初日の属する年の前年の1月から12月までの期間（ハ若しくはヘの注に掲げる基準又はトの注に掲げる別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た年においては、届出の日から同年12月までの期間）をいう。）の満了日の属する年度の次の年度内に限り1月につき所定単位数を加算する。	

ヌ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が利用者に対し通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、利用者の区分に応じて1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) サービス提供体制強化加算Ⅰ

イ サービス対象者・要支援1	88単位
ロ サービス対象者・要支援2	176単位

(2) サービス提供体制強化加算Ⅱ

イ サービス対象者・要支援1	72単位
ロ サービス対象者・要支援2	144単位

(3) サービス提供体制強化加算Ⅲ

イ サービス対象者・要支援1	24単位
ロ サービス対象者・要支援2	48単位

ル 生活機能向上連携加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、イについては、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、運動器機能向上加算を算定している場合、イは算定せず、ロは1月につき100単位を所定単位数に加算する。

イ 生活機能向上連携加算Ⅰ	100単位
ロ 生活機能向上連携加算Ⅱ	200単位

ヲ 口腔・栄養スクリーニング加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する通所型サービス事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔⁴²の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算⁴³を算定している場合にあっては算定しない。

(1) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ	20単位
(2) 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ	5単位

ウ 科学的介護推進体制加算

40単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し通所型サービスを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。）、栄養状態、⁴³口腔機能、認知症（法第5条の2第1項に規定する認知症をいう。）の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて通所型サービス計画を見直すなど、通所型サービスの提供に当たって、イに規定する情報その他通所型サービスを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

カ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間（⁴⁴及び⁴⁵）については、令和4年3月31日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからワまでにより算定した単位数の1000分の59に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからワまでにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからワまでにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

コ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市町村長に届け出た通所型サービス事業所が、利用者に対し、通所型サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからワまでにより算定した単位数の1000分の12に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからワまでにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

3 介護予防ケアマネジメント費

イ 介護予防ケアマネジメント費（1月につき） 438単位

注 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。

ロ 初回加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所（介護予防ケアマネジメントの事業を行う事業所をいう。以下同じ。）において、新規にケアプランを作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として、1月につき所定単位数を加算する。

ハ 委託連携加算 300単位

注 介護予防ケアマネジメント事業所が利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該指定居宅介護支援事業所に提供し、当該指定居宅介護支援事業所におけるケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。

○厚生労働省告示第七十三号
労働基準法（平成八年法律第九）「三十三」の規定に基づく「指定労働サービス」に関する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件
昭和三十三年三月十五日
指定労働サービスに関する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する件
指定労働サービスに関する費用の額の算定に関する基準の一部改正
指定労働サービスに関する費用の額の算定に関する基準（平成一）の改正は、昭和三十三年三月十五日の告示（昭三三）の第一号を次のように改定する。

厚生労働大臣 田村 孝

（掲載されたのは改正部分）

第1章 指定労働サービス（労働時間）の算定		第1章 指定労働サービス（労働時間）の算定	第1章 指定労働サービス（労働時間）の算定
第1条 指定労働サービス（労働時間）の算定	第1条 指定労働サービス（労働時間）の算定	第1条 指定労働サービス（労働時間）の算定	第1条 指定労働サービス（労働時間）の算定
	第1条 指定労働サービス（労働時間）の算定	第1条 指定労働サービス（労働時間）の算定	第1条 指定労働サービス（労働時間）の算定

第2章 指定労働サービス（労働時間）の算定		第2章 指定労働サービス（労働時間）の算定	第2章 指定労働サービス（労働時間）の算定
第2条 指定労働サービス（労働時間）の算定	第2条 指定労働サービス（労働時間）の算定	第2条 指定労働サービス（労働時間）の算定	第2条 指定労働サービス（労働時間）の算定
	第2条 指定労働サービス（労働時間）の算定	第2条 指定労働サービス（労働時間）の算定	第2条 指定労働サービス（労働時間）の算定

2-4 (略)

5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合（イ1)の所定単位数を算定する場合を除く。）は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分から計算して25分を超過ごとに67単位（331単位を限度とする。）を加算した単位数を算定する。
(除く)

6-7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、特定事業所加算分及び特定事業所加算分を同時に算定する場合を除き、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

11-10 (略)

⑤ 特定事業所加算分 所定単位数の100分の3に相当する単位数

9-13 (略)

14 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者（指定居宅サービス法第5条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）が指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第3条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を実施に行った場合は、1回につき100単位を加算する。

15 (略)

二・ホ (略)

ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める者に対して専門的な認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① 認知症専門ケア加算Ⅰ

3単位

② 認知症専門ケア加算Ⅱ

4単位

2-4 (略)

5 身体介護が中心である指定訪問介護を行った後に引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である指定訪問介護を行った場合（イ1)の所定単位数を算定する場合を除く。）は、イの所定単位数にかかわらず、イの所定単位数に当該生活援助が中心である指定訪問介護の所要時間が30分から計算して25分を超過ごとに66単位（330単位を限度とする。）を加算した単位数を算定する。

6 別に厚生労働大臣が定めるサービス提供責任者（指定居宅サービス基準第4条第2項のサービス提供責任者をいう。以下同じ。）を配置している指定訪問介護事業所において、指定訪問介護を行った場合は、平成31年3月31日までで、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。

7-8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

11-10 (略)

(新設)

10-14 (略)

15 イについて、利用者又はその家族等からの要請に基づき、指定訪問介護事業所のサービス提供責任者が指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）の介護支援専門員と連携し、当該介護支援専門員が必要と認めた場合に、当該指定訪問介護事業所の訪問介護員等が当該利用者の居宅サービス計画（法第8条第23項に規定する居宅サービス計画をいう。以下同じ。）において計画的に訪問することとなっていない指定訪問介護を実施に行った場合は、1回につき100単位を加算する。

16 (略)

二・ホ (略)

(新設)

ト 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和元年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
 - (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
 - (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (限る)
- (限る)

チ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2. 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費

1300単位

注1・2 (略)

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により所しき又は部分浴（洗髪、顔部、足部等の洗滌をいう）を実施したときは、所定単位数の1000分の90に相当する単位数を算定する。

1～8 (略)

ロ 初回加算

200単位

注 指定訪問入浴介護事業所において、新規利用者の居宅を訪問し、指定訪問入浴介護の利用に関する調整を行った上で、利用者に対して、初回の指定訪問入浴介護を行った場合は、1日につき所定単位数を加算する。

ハ 認知症専門ケア加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問入浴介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める責に對して専門的認知症ケアを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 認知症専門ケア加算Ⅰ 3単位
- (2) 認知症専門ケア加算Ⅱ 4単位

ヘ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間（64及び55）については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の137に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の55に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ エにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ エにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

ト 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の42に相当する単位数

2. 訪問入浴介護費

イ 訪問入浴介護費

1300単位

注1・2 (略)

3 訪問時の利用者の心身の状況等から全身入浴が困難な場合であって、当該利用者の希望により所しき又は部分浴（洗髪、顔部、足部等の洗滌をいう）を実施したときは、所定単位数の1000分の70に相当する単位数を算定する。

1～8 (略)

(新22)

(新22)

三 サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき週に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ | 44単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 28単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 12単位 |

ホ 介護職員処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和元年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の100分の60に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の100分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからニまでにより算定した単位数の100分の23に相当する単位数
(除る)
- (除る)

ハ 介護職員等特定処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからニまでにより算定した単位数の100分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからニまでにより算定した単位数の100分の15に相当する単位数

3. 訪問看護

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | 313単位 |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | 470単位 |
| (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 | 821単位 |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 1,125単位 |
| (5) 理学療法上、作業療法上又は言語聴覚上による訪問の場合（1回につき） | 293単位 |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | 265単位 |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | 398単位 |

ロ サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ | 95単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ
(新設) | 21単位 |

ハ 介護職員処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、イ及びロについては、別に厚生労働大臣が定める間日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イ及びロにより算定した単位数の100分の60に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イ及びロにより算定した単位数の100分の42に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イ及びロにより算定した単位数の100分の23に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ ロにより算定した単位数の100分の60に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数

三 介護職員等特定処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問介護事業所が、利用者に対し、指定訪問介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イ及びロにより算定した単位数の100分の21に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イ及びロにより算定した単位数の100分の15に相当する単位数

3. 訪問看護

イ 指定訪問看護ステーションの場合

- | | |
|---------------------------------------|---------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | 313単位 |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | 470単位 |
| (3) 所要時間45分以上1時間未満の場合 | 819単位 |
| (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 | 1,122単位 |
| (5) 理学療法上、作業療法上又は言語聴覚上による訪問の場合（1回につき） | 297単位 |

ロ 病院又は診療所の場合

- | | |
|------------------|-------|
| (1) 所要時間20分未満の場合 | 261単位 |
| (2) 所要時間30分未満の場合 | 397単位 |

- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 373単位
 (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 442単位
 ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 294単位

注1～15 (略)

二～ハ (略)

ロ 看護体制強化加算

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護体制強化加算(イ) 650単位
 (2) 看護体制強化加算(ロ) 200単位

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、イ及びロについては1回につき、ハについては1月につき、次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) イ又はロを算定している場合
 (イ) サービス提供体制強化加算(イ) 6単位
 (ロ) サービス提供体制強化加算(ロ) 3単位
 (2) ハを算定している場合
 (イ) サービス提供体制強化加算(イ) 50単位
 (ロ) サービス提供体制強化加算(ロ) 25単位

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費 (1回につき) 307単位

注1～5 (略)

6 利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の療養のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日(以下「退院(所)日」という。)又は法第19条第1項に規定する要介護認定(以下「要介護認定」という。)の効力が生じた日(当該利用者が新たに要介護認定を受けた日である場合に限る。以下「認定日」という。)から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が担当し、継続的にリハビリテーションの費を管理した場合は、リハビリテー

- (3) 所要時間30分以上1時間未満の場合 571単位
 (4) 所要時間1時間以上1時間30分未満の場合 639単位
 ハ 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合 294単位

注1～15 (略)

二～ハ (略)

ロ 看護体制強化加算

注 イ及びロについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、医療ニーズの高い利用者への指定訪問看護の提供体制を強化した場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 看護体制強化加算(イ) 600単位
 (2) 看護体制強化加算(ロ) 300単位

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問看護事業所が、利用者に対し、指定訪問看護を行った場合は、イ及びロについては1回につき6単位を、ハについては1月につき50単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

4 訪問リハビリテーション費

イ 訪問リハビリテーション費 (1回につき) 200単位

注1～5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対して、リハビリテーションを必要とする状態の原因となった疾患の療養のために入院若しくは入所した病院、診療所若しくは介護保険施設から退院若しくは退所した日(以下「退院(所)日」という。)又は法第19条第1項に規定する要介護認定(以下「要介護認定」という。)の効力が生じた日(当該利用者が新たに要介護認定を受けた日である場合に限る。以下「認定日」という。)から起算して3月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、短期集中リハビリテーション実施加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。

7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が担当し、継続的にリハビリテーションの費を管理した場合は、リハビリテー

レシヨンマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① リハビリテーションマネジメント加算Ⅲイ	100単位
② リハビリテーションマネジメント加算Ⅲロ	213単位
③ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲハ	450単位
④ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲニ	483単位

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法上、作業療法上又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っている利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき50単位を所定単位数から減算する。

ロ 移行支援加算 17単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所（指定介護サービス基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1月につき所定単位数を加算する。

ハ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、当該期間に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① サービス提供体制強化加算Ⅰ	6単位
② サービス提供体制強化加算Ⅱ	3単位

5 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費Ⅰ

① 甲 単独居住者1人に対して行う場合	514単位
② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	486単位
③ ①及び②以外の場合	445単位

(2) 居宅療養管理指導費Ⅱ

① 甲 単独居住者1人に対して行う場合	298単位
② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	286単位
③ ①及び②以外の場合	259単位

注 1 在宅の利用者であって医師が4人以上のものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定介護サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な法的管理に基づき、介護支援専門員に対する在宅サービス計画の策定時に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）

シヨンマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーションマネジメント加算についてでは、3月に1回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ リハビリテーションマネジメント加算Ⅰ	200単位
ロ リハビリテーションマネジメント加算Ⅱ	280単位
ハ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	320単位
ニ リハビリテーションマネジメント加算Ⅳ	450単位

8・9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定訪問リハビリテーション事業所の理学療法上、作業療法上又は言語聴覚士が、当該指定訪問リハビリテーション事業所の医師が診療を行っている利用者に対して、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき20単位を所定単位数から減算する。

ロ 社会参加支援加算 17単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加等を促した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1月につき所定単位数を加算する。

ハ サービス提供体制強化加算 6単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定訪問リハビリテーションを行った場合は、1回につき所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

6 居宅療養管理指導費

イ 医師が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費Ⅰ

① 甲 単独居住者1人に対して行う場合	509単位
② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	480単位
③ ①及び②以外の場合	441単位

(2) 居宅療養管理指導費Ⅱ

① 甲 単独居住者1人に対して行う場合	295単位
② 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	283単位
③ ①及び②以外の場合	261単位

注 1 在宅の利用者であって医師が4人以上のものに対して、指定居宅療養管理指導事業所（指定介護サービス基準第85条第1項に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下同じ。）の医師が、当該利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な法的管理に基づき、介護支援専門員に対する在宅サービス計画の策定時に必要な情報提供（利用者の同意を得て行うものに限る。以下同じ。）並びに利用者又はその家族等に対する居宅サ-

並びに利用者又はその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、診療又は指定居宅療養管理指導（指定居宅サービス）規則第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に限り、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-5 (新)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 甲 建物居住者1人に対して行う場合 518単位
 (2) 甲 建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
 (3) 甲及びロ以外の場合 440単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護療養管理指導事業所（指定介護サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定介護療養管理指導事業所をいう。以下この注から注5までにおいて同じ。）の歯科医師が、当該利用者の口腔を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定介護療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に限り、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-6 (新)

ハ 薬剤師が行う場合

- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
 (イ) 甲 建物居住者1人に対して行う場合 665単位
 (ロ) 甲 建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 416単位
 (ハ) 甲及びロ以外の場合 379単位
 (2) 薬局の薬剤師が行う場合
 (イ) 単一建物居住者1人に対して行う場合 517単位
 (ロ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 378単位
 (ハ) 甲及びロ以外の場合 341単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護療養管理指導事業所（指定介護サービス基準第86条第1項に規定する指定介護療養管理指導事業所をいう。以下この注及び注3から注6までにおいて同じ。）の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に限り、1月に2回（薬局の薬剤師にあっては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあっては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護療養管理指導事業所の医師が、同一月に訪問診療、診療又は指定介護療養管理指導（指定介護サービス）基準第84条に規定する指定居宅療養管理指導をいう。以下同じ。）を行っているものをいう。）の人数に限り、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-7 (新)

ロ 歯科医師が行う場合

- (1) 甲 建物居住者1人に対して行う場合 509単位
 (2) 甲 建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 483単位
 (3) 甲及びロ以外の場合 444単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護療養管理指導事業所の歯科医師が、当該利用者の口腔を訪問して行う計画的かつ継続的な歯科医学的管理に基づき、介護支援専門員に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族等に対する介護サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護療養管理指導事業所の歯科医師が、同一月に歯科訪問診療又は指定介護療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に限り、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

2-8 (新)

ハ 薬剤師が行う場合

- (1) 病院又は診療所の薬剤師が行う場合
 (イ) 甲 建物居住者1人に対して行う場合 660単位
 (ロ) 甲 建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 415単位
 (ハ) 甲及びロ以外の場合 379単位
 (2) 薬局の薬剤師が行う場合
 (イ) 単一建物居住者1人に対して行う場合 509単位
 (ロ) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 377単位
 (ハ) 甲及びロ以外の場合 343単位

注1 在宅の利用者であって通院が困難なものに対して、指定介護療養管理指導事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の指示（薬局の薬剤師にあっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、当該薬剤師が策定した薬学的管理指導計画）に基づき、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行い、介護支援専門員に対する介護サービス計画の策定等に必要な情報提供を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定介護療養管理指導事業所の薬剤師が、同一月に指定介護療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に限り、1月に2回（薬局の薬剤師にあっては、4回）を限度として、所定単位数を算定する。ただし、薬局の薬剤師にあっては、別に厚生労働大臣が定める者に対して、当該利用者を訪問し、薬学的な管理指導を行った場合は、1週に2回、かつ、1月に8回を限度として、所定単位数を算定する。

2 県立総合福祉センターの区分番号に別添に掲げる在宅時医療総合管理科に規定する訪問診療の業務に伴い、処方箋が交付された利用者であって、別に厚生労働大臣が定めるものに対して、情報通信機器を用いた療養指導（指定居宅療養管理指導と同日に行う場合を除く。）を行った場合は、注1の規定にかかわらず、1月に1回に限り45単位を算定する。

3 感染緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な業務の役割が行われている利用者に対して、当該業務の使用に関し必要な療养的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の業務所が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

5 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の業務所が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

注 指定居宅療養管理指導事業所の業務所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、注2を算定している場合は、算定しない。

二 管理栄養士が行う場合

(1) 居宅療養管理指導費①

イ 単一建物居住者1人に対して行う場合	544単位
ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	499単位
ハ イ及びロ以外の場合	443単位

(2) 居宅療養管理指導費②

イ 単一建物居住者1人に対して行う場合	524単位
ロ 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合	480単位
ハ イ及びロ以外の場合	423単位

(算入)

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、注1については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所（指定居宅サービス基準第85条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この節から同条までにおいて同じ。）の管理栄養士が、注2については次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所において当該指定居宅療養管理指導事業所以外の施設機能、介護保険施設（指定施設サービス等に要する費用の他の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表（以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」という。）の介護福祉施設サービスのへ、介護保険施設サービス

(施設)

2 感染緩和のために別に厚生労働大臣が定める特別な業務の役割が行われている利用者に対して、当該業務の使用に関し必要な療养的管理指導を行った場合は、1回につき100単位を所定単位数に加算する。

3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅療養管理指導事業所の業務所が指定居宅療養管理指導を行った場合は、特別地域居宅療養管理指導として、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合する指定居宅療養管理指導事業所の業務所が指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数に加算する。

注 指定居宅療養管理指導事業所の業務所が、別に厚生労働大臣が定める地域に居住している利用者に対して、通常の事業の実施地域（指定居宅サービス基準第90条第5号に規定する通常の事業の実施地域をいう。）を超えて、指定居宅療養管理指導を行った場合は、1回につき所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数に加算する。

二 管理栄養士が行う場合

(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合

539単位

(施設)

(施設)

(施設)

(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合

494単位

(施設)

(施設)

(施設)

(3) イ及びロ以外の場合

441単位

注1 在宅の利用者であって通院又は通所が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、計画的な栄養管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者（当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。）の人数に従い、1月に2回を限度として、所定単位数を算定する。

スの下若しくは介護保険サービスに規定する厚生労働大臣が定める基準に定める管理栄養士の員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は活動的管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。)又は栄養士会が運営する栄養ケア・ステーションとの連携により確保した管理栄養士が、計画的な食事管理を行っている医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、栄養管理に係る情報提供及び指導又は助言を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の管理栄養士が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に限り、1日に2回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 351単位 |
| (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 325単位 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | 291単位 |

注1 在宅の利用者であって施設又は施設が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の(指定)宅サービス基準第83条第1項第1号に規定する指定居宅療養管理指導事業所をいう。以下この注から注4までにおいて同じ。の歯科衛生士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に限り、1日に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

3～4 (略)

(略)

イ～ハ (略)

2～4 (略)

ホ 歯科衛生士等が行う場合

- | | |
|-----------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 | 336単位 |
| (2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 | 311単位 |
| (3) (1)及び(2)以外の場合 | 285単位 |

注1 在宅の利用者であって施設又は施設が困難なものに対して、次に掲げるいずれの基準にも適合する指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士、保健師又は看護職員(以下「歯科衛生士等」という。)が、当該利用者に対して訪問歯科診療を行った歯科医師の指示に基づき、当該利用者を訪問し、実地指導を行った場合に、単一建物居住者(当該利用者が居住する建物に居住する者のうち、当該指定居宅療養管理指導事業所の歯科衛生士等が、同一月に指定居宅療養管理指導を行っているものをいう。)の人数に限り、1日に4回を限度として、所定単位数を算定する。

イ～ハ (略)

2～4 (略)

ハ 看護職員が行う場合

- | | |
|-------------------------|-------|
| (1) 単一建物居住者以外の者に対して行う場合 | 402単位 |
| (2) 単一建物居住者に対して行う場合 | 362単位 |

注1 (1)については在宅の利用者(当該利用者と同一建物に居住する他の利用者に対して指定居宅療養管理指導事業所の看護職員が同一日に指定居宅療養管理指導を行う場合の当該利用者(以下この注1において「同一建物居住者」という。)を除く。)であって施設が困難なものに対して、(2)については在宅の利用者(同一建物居住者に限る。)であって施設が困難なものに対して、医師が看護職員による居宅療養管理指導が必要であると判断し、当該指定居宅療養管理指導事業所の看護職員が当該利用者を訪問し、療養上の相談及び支援を行い、介護支援専門員に対する居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行った場合に、要介護認定(法第28条第2項に規定する要介護認定の更新又は法第28条第1項に規定する要介護状態区分の変更の認定を含む。)に伴い作成された居宅サービス計画に基づく指定居宅サービス(法第28条第1項に規定する指定居宅サービスをいう。)の提供を開始した日から起算して6月の間に2回を限度として算定する。ただし、近看護師が指定居宅療養管理指導を行った場合は、所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定する。

5. 通所介護

(1) 通常型通所介護

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

ア 要介護1	320単位
イ 要介護2	321単位
ロ 要介護3	474単位
ハ 要介護4	530単位
ニ 要介護5	535単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

一 要介護1	380単位
二 要介護2	442単位
三 要介護3	500単位
四 要介護4	557単位
五 要介護5	614単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

一 要介護1	567単位
二 要介護2	674単位
三 要介護3	713単位
四 要介護4	876単位
五 要介護5	934単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

一 要介護1	551単位
二 要介護2	696単位
三 要介護3	702単位
四 要介護4	897単位
五 要介護5	1,007単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

一 要介護1	650単位
二 要介護2	773単位
三 要介護3	796単位
四 要介護4	1,018単位
五 要介護5	1,142単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

一 要介護1	688単位
二 要介護2	787単位
三 要介護3	811単位
四 要介護4	1,026単位
五 要介護5	1,142単位

2. 利用者が定期的に通所している場合としては定期的に訪問診療を受けている場合は、利用者の訪問看護、訪問リハビリテーション、通所入所生活介護、通所入所療育介護、特定施設入居者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護または認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護若しくは直営型サービスを受けている場合は、それぞれ20%。

6. 通所介護

(1) 通常型通所介護

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

ア 要介護1	364単位
イ 要介護2	317単位
ロ 要介護3	472単位
ハ 要介護4	533単位
ニ 要介護5	570単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

一 要介護1	397単位
二 要介護2	454単位
三 要介護3	484単位
四 要介護4	551単位
五 要介護5	608単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

一 要介護1	641単位
二 要介護2	653単位
三 要介護3	763単位
四 要介護4	807単位
五 要介護5	860単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

一 要介護1	675単位
二 要介護2	679単位
三 要介護3	804単位
四 要介護4	908単位
五 要介護5	994単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

一 要介護1	645単位
二 要介護2	755単位
三 要介護3	807単位
四 要介護4	1,008単位
五 要介護5	1,130単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

一 要介護1	659単位
二 要介護2	770単位
三 要介護3	900単位
四 要介護4	1,026単位
五 要介護5	1,150単位

口 与徳島県知事庁舎等関係

(1) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	350単位
二 要時間2	400単位
三 要時間3	450単位
四 要時間4	500単位
五 要時間5	550単位

(2) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	510単位
二 要時間2	530単位
三 要時間3	550単位
四 要時間4	580単位
五 要時間5	600単位

(3) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	640単位
二 要時間2	660単位
三 要時間3	720単位
四 要時間4	800単位
五 要時間5	850単位

(4) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	950単位
二 要時間2	960単位
三 要時間3	980単位
四 要時間4	1000単位
五 要時間5	1020単位

(5) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	1050単位
二 要時間2	710単位
三 要時間3	800単位
四 要時間4	900単位
五 要時間5	1000単位

(6) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	644単位
二 要時間2	760単位
三 要時間3	840単位
四 要時間4	1000単位
五 要時間5	1050単位

口 与徳島県知事庁舎等関係

(1) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	450単位
二 要時間2	480単位
三 要時間3	500単位
四 要時間4	530単位
五 要時間5	550単位

(2) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	500単位
二 要時間2	530単位
三 要時間3	550単位
四 要時間4	580単位
五 要時間5	600単位

(3) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	740単位
二 要時間2	760単位
三 要時間3	780単位
四 要時間4	800単位
五 要時間5	820単位

(4) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	950単位
二 要時間2	970単位
三 要時間3	980単位
四 要時間4	1000単位
五 要時間5	1020単位

(5) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	1050単位
二 要時間2	710単位
三 要時間3	800単位
四 要時間4	900単位
五 要時間5	1000単位

(6) 所要時間(時間以上)と時間未満の場合

一 要時間1	644単位
二 要時間2	760単位
三 要時間3	840単位
四 要時間4	1000単位
五 要時間5	1110単位

A. 大規模型退所者稼働率

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

① 要介護1	343単位
② 要介護2	331単位
③ 要介護3	444単位
④ 要介護4	493単位
⑤ 要介護5	546単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

① 要介護1	360単位
② 要介護2	412単位
③ 要介護3	466単位
④ 要介護4	519単位
⑤ 要介護5	572単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

① 要介護1	521単位
② 要介護2	617単位
③ 要介護3	712単位
④ 要介護4	808単位
⑤ 要介護5	903単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

① 要介護1	540単位
② 要介護2	638単位
③ 要介護3	736単位
④ 要介護4	835単位
⑤ 要介護5	934単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

① 要介護1	604単位
② 要介護2	713単位
③ 要介護3	826単位
④ 要介護4	941単位
⑤ 要介護5	1,054単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

① 要介護1	829単位
② 要介護2	963単位
③ 要介護3	1,106単位
④ 要介護4	1,259単位
⑤ 要介護5	1,402単位

注) イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所にあって、指定通所介護(指定居宅サービス基幹型)または指定する指定通所介護をいう。以下同じ。を行った場合には、当該施設基準に適合する区分に属し、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、通所介護計画(指定居宅サービス基幹型施設)項に規定する通所介護計画をいう。以下

A. 大規模型退所者稼働率

(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

① 要介護1	340単位
② 要介護2	329単位
③ 要介護3	440単位
④ 要介護4	488単位
⑤ 要介護5	540単位

(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

① 要介護1	358単位
② 要介護2	409単位
③ 要介護3	461単位
④ 要介護4	513単位
⑤ 要介護5	565単位

(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

① 要介護1	517単位
② 要介護2	611単位
③ 要介護3	705単位
④ 要介護4	800単位
⑤ 要介護5	894単位

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

① 要介護1	535単位
② 要介護2	632単位
③ 要介護3	729単位
④ 要介護4	827単位
⑤ 要介護5	925単位

(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

① 要介護1	598単位
② 要介護2	706単位
③ 要介護3	818単位
④ 要介護4	931単位
⑤ 要介護5	1,043単位

(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合

① 要介護1	814単位
② 要介護2	926単位
③ 要介護3	1,042単位
④ 要介護4	1,153単位
⑤ 要介護5	1,270単位

注) イからハまでについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所(指定居宅サービス基幹型)または指定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。において、指定通所介護(指定居宅サービス基幹型)または指定する指定通所介護をいう。以下同じ。を行った場合には、当該施設基準に適合する区分に属し、利用者の要介護状態区分に応じて、現に要した時間ではなく、

下月じいに貸付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

3 イからハまでについては、感染症又は災害（厚生労働大臣が定めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の集計が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の6以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、指定通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き延ばし加算することができる。

1-5 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、注5を算定している場合は、生活機能向上加算として、1日につき18単位を所定単位数に加算する。

7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による人介助も行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ 人介助加算(1)	10単位
ロ 人介助加算(2)	35単位

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直しした回を第3月までに1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注5を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

① 生活機能向上加算(1)	100単位
② 生活機能向上加算(2)	200単位

通所介護計画（指定通所サービス基準第1項に規定する通所介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定通所介護を行うのに要する標準的な時間で、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、利用者の数又は看護職員若しくは介護職員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

2 (略)

(新設)

3-1 (略)

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、注4を算定している場合は、生活機能向上加算として、1日につき18単位を所定単位数に加算する。

6 (略)

7 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による人介助も行った場合は、1日につき30単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、中重度の要介護者を受け入れる体制を構築し、指定通所介護を行った場合は、中重度ケア体制加算として、1日につき45単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上加算として、1日につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1日につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

- 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(Ⅱ)及び(Ⅲ)については1日につき次に掲げる単位数を、(Ⅳ)については1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、個別機能訓練加算(Ⅰ)を算定している場合には、個別機能訓練加算(Ⅱ)は算定しない。
- | | |
|---------------|------|
| イ 個別機能訓練加算(Ⅰ) | 55単位 |
| ロ 個別機能訓練加算(Ⅱ) | 85単位 |
| ハ 個別機能訓練加算(Ⅲ) | 20単位 |
- 12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の前丁日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- | | |
|-----------------|------|
| イ A(Ⅰ) 維持等加算(Ⅰ) | 30単位 |
| ロ A(Ⅱ) 維持等加算(Ⅱ) | 60単位 |
- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、これを算定している場合は、算定しない。
- 14 (略)
- 15 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して、認知症十が介護職員等と共同して栄養アセスメント(利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することという。)以下この項において同じ。)を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月には、算定しない。
- 16 当該事業所の従事者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- 20 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職員の各1名において「管理栄養士等」という1人が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要な応対対応すること。
- 21 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施につなぐこと。
- 22 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所介護事業所であること。
- 16 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度

- 10 イからハまでについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護の利用者に対して、機能訓練を行っている場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。
- | | |
|---------------|------|
| イ 個別機能訓練加算(Ⅰ) | 45単位 |
| ロ 個別機能訓練加算(Ⅱ) | 35単位 |
- (新設)
- 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、利用者に対して指定通所介護を行った場合は、評価対象期間(別に厚生労働大臣が定める期間をいう。)の前丁日の属する年度の次の年度内に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。
- | | |
|-----------------|-----|
| イ A(Ⅰ) 維持等加算(Ⅰ) | 3単位 |
| ロ A(Ⅱ) 維持等加算(Ⅱ) | 6単位 |
- 12 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所において、別に厚生労働大臣が定める利用者に対して指定通所介護を行った場合は、認知症加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。ただし、これを算定している場合は、算定しない。
- 13 (略)
- (新設)
- 14 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の低栄養状態の改善等を目的として、個別的に実施される栄養食事相談等の栄養管理であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの(以下「栄養改善サービス」という。)を行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度

として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの食事・嚥下機能及び食生活にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

17 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する協定適所介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中3月ごとに利用者の口腔機能状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合においては算定しない。

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(ア) 30単位

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(ロ) 5単位

18 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔機能の指導若しくは実施又は食事・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ 口腔機能向上加算(ア) 150単位

ロ 口腔機能向上加算(ロ) 100単位

(別添)

(別添)

として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

イ (略)

ロ 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下この注において「管理栄養士等」という。）が共同して、利用者ごとの食事・嚥下機能及び食生活にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。

ハ 利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。

ニ・ホ (略)

19 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する協定適所介護事業所の従業員が、利用開始時及び利用中3月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあっては算定せず、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている期間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

16 イからハまでについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔機能の指導若しくは実施又は食事・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

イ 介護職、看護士又は看護職員を1名以上配置していること。

ロ 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、介護職、看護士、看護職員、看護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能及び管理栄養計画を作成していること。

(別表)

(別表)

(別表)

19 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し指定通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1回につき所定単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとのADL値（ADLの評価に基づき測定した値をいう。以下同じ）、実質状態、口腔機能、認知症（法律5条の3第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。）の状況その他の利用者の心身の状況等に関する基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて通所介護計画を見直すなど、指定通所介護の提供に当たって、イに規定する情報その他指定通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

30～32 （略）

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|------|
| 1) サービス提供体制強化加算Ⅰ | 22単位 |
| 2) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 18単位 |
| 3) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) （略）

(別表)

(別表)

ヘ 略

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

- | | |
|--------|-------|
| イ 要介護1 | 260単位 |
| ロ 要介護2 | 300単位 |

ハ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に基づき口腔観察上、食料嚥下又は経管栄養、口腔機能使用トレーニングを行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。

ニ 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価すること。

ホ 別に厚生労働大臣の定める基準に適合している指定通所介護事業所であること
(省設)

17～19 （略）

ニ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が利用者に対し指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|------|
| 1) サービス提供体制強化加算Ⅰ | 18単位 |
| 2) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 12単位 |
| 3) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |

ホ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所介護事業所が、利用者に対し、指定通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(64)及び(59)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) （略）

1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ (3)により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ヘ (略)

7 通所リハビリテーション費

イ 通常規模型リハビリテーション費

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の場合

- | | |
|--------|-------|
| イ 要介護1 | 241単位 |
| ロ 要介護2 | 260単位 |

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費

(10) 所費時間3時間以上4時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(10) 所費時間4時間以上5時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(10) 所費時間5時間以上6時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(10) 所費時間6時間以上7時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(10) 所費時間7時間以上8時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(10) 所費時間8時間以上9時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(11) 大型機設置所リフトリターンヨリ費

(11) 所費時間1時間以上2時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費

424単位
 425単位
 457単位

489単位
 490単位
 491単位
 531単位
 532単位

682単位
 683単位
 684単位
 724単位
 725単位

918単位
 919単位
 920単位
 960単位
 961単位

1118単位
 1119単位
 1120単位
 1160単位
 1161単位

1318単位
 1319単位
 1320単位
 1360単位
 1361単位

1518単位
 1519単位
 1520単位
 1560単位
 1561単位

1761単位
 1762単位

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費

(10) 所費時間3時間以上4時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(10) 所費時間4時間以上5時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(10) 所費時間5時間以上6時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(10) 所費時間6時間以上7時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(10) 所費時間7時間以上8時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(10) 所費時間8時間以上9時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費
 (3) 敷料費
 (4) 敷料費
 (5) 敷料費

(11) 大型機設置所リフトリターンヨリ費

(11) 所費時間1時間以上2時間未満の場合

- (1) 敷料費
 (2) 敷料費

483単位
 484単位
 485単位

513単位
 514単位
 515単位
 516単位
 517単位

615単位
 616単位
 617単位
 618単位
 619単位

711単位
 712単位
 713単位
 714単位
 715単位

810単位
 811単位
 812単位
 813単位
 814単位

910単位
 911単位
 912単位
 913単位
 914単位

1010単位
 1011単位
 1012単位
 1013単位
 1014単位

1110単位
 1111単位

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

121単位
150単位
481単位

375単位
131単位
189単位
544単位
600単位

171単位
154単位
620単位
727単位
800単位

1040単位
926単位
711単位
621単位
532単位

388単位
700単位
519単位
350単位
1,073単位

1,691単位
1,024単位
950単位
1,102単位
1,272単位

754単位
592単位
1,006単位
1,016単位
1,015単位

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の場合

- ① 要介護1
② 要介護2
③ 要介護3
④ 要介護4
⑤ 要介護5

381単位
410単位
440単位

388単位
394単位
420単位
507単位
561単位

600単位
516単位
530単位
643単位
781単位

501単位
526単位
870単位
778単位
387単位

521単位
858単位
175単位
1,344単位
1,021単位

653単位
381単位
387単位
1,654単位
1,201単位

892単位
921単位
960単位
1,117単位
1,278単位

① 入居開始年度別バセリナー・ユニット数

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の区分

一 要介護1	351単位
二 要介護2	195単位
三 要介護3	433単位
四 要介護4	111単位
五 要介護5	491単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の区分

一 要介護1	390単位
二 要介護2	129単位
三 要介護3	477単位
四 要介護4	150単位
五 要介護5	391単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の区分

一 要介護1	425単位
二 要介護2	312単位
三 要介護3	616単位
四 要介護4	210単位
五 要介護5	400単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の区分

一 要介護1	520単位
二 要介護2	630単位
三 要介護3	638単位
四 要介護4	290単位
五 要介護5	500単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の区分

一 要介護1	630単位
二 要介護2	697単位
三 要介護3	730単位
四 要介護4	300単位
五 要介護5	1,147単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の区分

一 要介護1	670単位
二 要介護2	791単位
三 要介護3	810単位
四 要介護4	326単位
五 要介護5	1,211単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の区分

一 要介護1	700単位
二 要介護2	841単位
三 要介護3	853単位

② 入居開始年度別バセリナー・ユニット数

(1) 所要時間1時間以上2時間未満の区分

一 要介護1	310単位
二 要介護2	268単位
三 要介護3	559単位
四 要介護4	104単位
五 要介護5	395単位

(2) 所要時間2時間以上3時間未満の区分

一 要介護1	353単位
二 要介護2	183単位
三 要介護3	291単位
四 要介護4	100単位
五 要介護5	347単位

(3) 所要時間3時間以上4時間未満の区分

一 要介護1	380単位
二 要介護2	500単位
三 要介護3	578単位
四 要介護4	180単位
五 要介護5	765単位

(4) 所要時間4時間以上5時間未満の区分

一 要介護1	482単位
二 要介護2	563単位
三 要介護3	618単位
四 要介護4	257単位
五 要介護5	857単位

(5) 所要時間5時間以上6時間未満の区分

一 要介護1	540単位
二 要介護2	644単位
三 要介護3	707単位
四 要介護4	324単位
五 要介護5	945単位

(6) 所要時間6時間以上7時間未満の区分

一 要介護1	621単位
二 要介護2	764単位
三 要介護3	871単位
四 要介護4	370単位
五 要介護5	1,161単位

(7) 所要時間7時間以上8時間未満の区分

一 要介護1	667単位
二 要介護2	810単位
三 要介護3	922単位

四 費弁費4	1,329単位
四 費弁費5	1,382単位
注1 (略)	
五 イからハまでについて、感染症又は災害（厚生労働大臣が定めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の集計が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、指定通所リハビリテーションを行った場合には、利用者数が減少した月の翌月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。ただし、利用者数の減少に対応するための対応策に時間を費することその他の特別な事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。	
3-6 (新)	
7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその値の加算は算定しない。	
イ 入浴介助加算Ⅱ	40単位
ロ 入浴介助加算Ⅲ	60単位
8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の名が箇条し、継続的にリハビリテーションの費を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその値の加算は算定しない。	
(前略)	
イ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲイ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの費を管理した場合	500単位
(2) 当該月の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合	240単位
ロ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲロ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの費を管理した場合	500単位
(2) 当該月の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合	270単位
ハ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲハ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの費を管理した場合	800単位

四 費弁費4	1,080単位
四 費弁費5	1,031単位
注1 (略)	
(新設)	
2-5 (略)	
6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき <u>30単位</u> を所定単位数に加算する。	
(新設)	
(新設)	
7 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の名が箇条し、継続的にリハビリテーションの費を管理した場合は、リハビリテーションマネジメント加算として、次に掲げる区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、リハビリテーションマネジメント加算Ⅲについては3月に1回を限度として算定することとし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
イ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲ	500単位
ロ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲロ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの費を管理した場合	800単位
(2) 当該月の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合	500単位
(新設)	
ハ リハビリテーションマネジメント加算Ⅲハ	
(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの費を管理した場合	1,100単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 310単位

二 リハビリテーションマネジメント加算(II)

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの費を管理した場合 800単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 1500単位

(但し)

9 同軸又は同軸の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その通院(所)日又は通定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、期間別中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注10又は注11を算定している場合は、算定しない。

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその通院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその通院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、期間別中個別リハビリテーション実施加算又は注11を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、期間別中個別リハビリテーション実施加算又は注10を算定している場合においては、算定しない。

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 900単位

(但し)

二 リハビリテーションマネジメント加算(III)

(1) 通所リハビリテーション計画を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間のリハビリテーションの費を管理した場合 1200単位

(2) 当該日の属する月から起算して6月を超えた期間のリハビリテーションの費を管理した場合 1900単位

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所の医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、利用者に対して、その通院(所)日又は通定日から起算して3月以内の期間に、個別リハビリテーションを集中的に行った場合、短期集中個別リハビリテーション実施加算として、1日につき110単位を所定単位数に加算する。ただし、注9又は注10を算定している場合は、算定しない。

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、認知症(法第5条の3第1項に規定する認知症をいう。以下同じ。)であると医師が判断した者であって、リハビリテーションによって生活機能の改善が見込まれると判断されたものに対して、医師又は医師の指示を受けた理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が、イについてはその通院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内の期間に、ロについてはその通院(所)日又は通所開始日の属する月から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、期間別中個別リハビリテーション実施加算又は注10を算定している場合においては、算定しない。

イ・ロ (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合し、かつ、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、生活行為の内容の充実を図るための目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーションの実施内容等を利用者又はその家族に説明し、利用者の同意を得た日の属する月から起算して6月以内の期間に、リハビリテーションを集中的に行った場合は、認知症短期集中リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、イについては1日につき、ロについては1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、期間別中個別リハビリテーション実施加算又は注10を算定している場合においては、算定しない。

生活行為向上リハビリテーション実施加算として、リハビリテーション実施計画に基づき指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して8月以内の期間に限り、1日につき1.00単位を所定単位数に加算する。ただし、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス利用第80条第5号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この加算は算定しない。

(前同)

(前同)

(前同)

12 (略)

12 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所において、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この項において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1日につき0.50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

(1) 当該事業所の従業員として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。

(2) 利用者ごとに、医師、管理栄養士、理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、介護職員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。

(3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他の栄養管理の適切なかつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

(4) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している指定通所リハビリテーション事業所であること。

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1日に2回を限度として1回につき2.00単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

生活行為向上リハビリテーション実施加算として、次に掲げる区分に応じ、1月に3回までに掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定している場合においては、算定しない。また、短期集中個別リハビリテーション実施加算又は認知症短期集中リハビリテーション実施加算を算定していた場合においては、利用者の急性増悪等によりこの加算を算定する必要性についてリハビリテーション会議（指定居宅サービス利用第80条第5号に規定するリハビリテーション会議をいう。）により合意した場合を除き、この加算は算定しない。

イ リハビリテーション実施計画に基づく指定通所リハビリテーションの利用を開始した日の属する月から起算して3月以内の場合 2.000単位

ロ 当該日の属する月から起算してから3月を超え、6月以内の場合 1.000単位

11 生活行為向上リハビリテーション実施加算を算定し、当該加算を算定するために作成したリハビリテーション実施計画で定められた指定通所リハビリテーションの実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した場合において、同一の利用者に対して、再度指定通所リハビリテーションを行ったときは、実施期間中に指定通所リハビリテーションの提供を終了した日の属する月の翌月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数から減算する。

13 (略)

(新設)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対し、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1日に2回を限度として1回につき1.00単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔機能のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

イ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ 20単位

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算Ⅱ 5単位

16 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔治療の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この件において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該1回につき次に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

1) 口腔機能向上加算Ⅰ 160単位

2) 口腔機能向上加算Ⅱ 160単位

17～19 (略)

20 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定通所リハビリテーションを行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。

ロ 必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直すなど、指定通所リハビリテーションの提供にあつては、イに規定する情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

21・22 (略)

二 移行支援加算 12単位

17 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合は、移行支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定通所リハビリテーション事業所の従業員が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。）を当該利用者を含む介護支援専門員に提供した場合に、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定せず。当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した月の属する月は、算定しない。

(新設)

(新設)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出て、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔治療の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であつて、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この件において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき150単位を所定単位数に加算する。ただし、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

(新設)

(新設)

16～18 (略)

(新設)

19・20 (略)

二 社会参加支援加算 12単位

17 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、リハビリテーションを行い、利用者の社会参加を支援した場合は、社会参加支援加算として、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の末日が属する年度の次の年度内に限り、1日につき所定単位数を加算する。

ナ サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 8単位 |

ハ 介護職員処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改訂を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和5年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

ト (略)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 単独型短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費Ⅰ

- | | |
|--------|-------|
| ア 要介護1 | 658単位 |
| イ 要介護2 | 707単位 |
| ウ 要介護3 | 778単位 |
| エ 要介護4 | 847単位 |
| オ 要介護5 | 916単位 |

ロ 単独型短期入所生活介護費Ⅱ

- | | |
|--------|-------|
| ア 要介護1 | 658単位 |
| イ 要介護2 | 707単位 |
| ウ 要介護3 | 778単位 |
| エ 要介護4 | 847単位 |
| オ 要介護5 | 916単位 |

(2) 併設型短期入所生活介護費

イ 併設型短期入所生活介護費Ⅰ

- | | |
|--------|-------|
| ア 要介護1 | 595単位 |
| イ 要介護2 | 665単位 |
| ウ 要介護3 | 737単位 |
| エ 要介護4 | 806単位 |
| オ 要介護5 | 874単位 |

ロ サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 8単位 |

ハ 介護職員処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改訂を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定通所リハビリテーション事業所が、利用者に対し、指定通所リハビリテーションを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1)～(3) (略)

(4) 介護職員処遇改善加算Ⅱ (2)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(5) 介護職員処遇改善加算Ⅲ (3)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

ト (略)

8 短期入所生活介護費（1日につき）

イ 短期入所生活介護費

(1) 単独型短期入所生活介護費

- | | |
|--------|-------|
| ア 要介護1 | 697単位 |
| イ 要介護2 | 695単位 |
| ウ 要介護3 | 763単位 |
| エ 要介護4 | 833単位 |
| オ 要介護5 | 960単位 |

ロ 単独型短期入所生活介護費Ⅱ

- | | |
|--------|-------|
| ア 要介護1 | 697単位 |
| イ 要介護2 | 695単位 |
| ウ 要介護3 | 763単位 |
| エ 要介護4 | 833単位 |
| オ 要介護5 | 900単位 |

(2) 併設型短期入所生活介護費

イ 併設型短期入所生活介護費Ⅰ

- | | |
|--------|-------|
| ア 要介護1 | 585単位 |
| イ 要介護2 | 654単位 |
| ウ 要介護3 | 724単位 |
| エ 要介護4 | 793単位 |
| オ 要介護5 | 899単位 |

(7) 併設型短期入所生活介護部門

① 要介護1	386単位
② 要介護2	665単位
③ 要介護3	737単位
④ 要介護4	836単位
⑤ 要介護5	871単位

ロ ユニット型短期入所生活介護

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護

① 単独型ユニット型短期入所生活介護費

① 要介護1	735単位
② 要介護2	806単位
③ 要介護3	881単位
④ 要介護4	949単位
⑤ 要介護5	1,017単位

(2) 併設型単独型ユニット型短期入所生活介護

① 要介護1	735単位
② 要介護2	806単位
③ 要介護3	881単位
④ 要介護4	949単位
⑤ 要介護5	1,017単位

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護

① 併設型ユニット型短期入所生活介護費

① 要介護1	696単位
② 要介護2	764単位
③ 要介護3	836単位
④ 要介護4	908単位
⑤ 要介護5	976単位

(2) 併設型併設型ユニット型短期入所生活介護

① 要介護1	696単位
② 要介護2	764単位
③ 要介護3	836単位
④ 要介護4	908単位
⑤ 要介護5	976単位

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体的状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1月については、利用者の身体的状況により当該個別機能訓練計画を超過した場合を除き、5月に1回を限度として、1月につき、0.5について1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げる1月につき1.0の加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注5を算定している場合、5は算定せず、0.5は1月につき1.0単位を所定単位数に加算する。

イ 生活機能向上連携加算1	100単位
ロ 生活機能向上連携加算2	200単位

(7) 併設型短期入所生活介護部門

① 要介護1	386単位
② 要介護2	654単位
③ 要介護3	724単位
④ 要介護4	792単位
⑤ 要介護5	852単位

ロ ユニット型短期入所生活介護

(1) 単独型ユニット型短期入所生活介護

① 単独型ユニット型短期入所生活介護費1)

① 要介護1	735単位
② 要介護2	792単位
③ 要介護3	868単位
④ 要介護4	933単位
⑤ 要介護5	1,000単位

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護部門

① 要介護1	735単位
② 要介護2	792単位
③ 要介護3	868単位
④ 要介護4	933単位
⑤ 要介護5	1,000単位

(2) 併設型ユニット型短期入所生活介護

① 併設型ユニット型短期入所生活介護費1)

① 要介護1	694単位
② 要介護2	751単位
③ 要介護3	824単位
④ 要介護4	892単位
⑤ 要介護5	959単位

(2) 併設型併設型ユニット型短期入所生活介護部門

① 要介護1	694単位
② 要介護2	751単位
③ 要介護3	824単位
④ 要介護4	892単位
⑤ 要介護5	959単位

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所において、外部との連携により、利用者の身体的状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、生活機能向上連携加算として、1月につき0.5単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、1月につき1.0単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、栄養士・看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、栄養士・看護師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配属した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。)(以下この任において「理学療法士等」という。)を1名以上配属しているもの(利用者の数(指定介護サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。))又は指定居宅サービス基準第123条第4項に規定する併設本居施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この任において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配属し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。指定施設入居者生活介護費の注7において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配属しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7-15 (略)

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとなす。

17-18 (略)

ハ→ホ (略)

ヘ サービス提供体制強化加算

ア 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる比分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① サービス提供体制強化加算Ⅰ	32単位
② サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
③ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位

(略)

6 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、栄養士・看護師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、栄養士・看護師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配属した事業所で6月以上機能訓練指導員に従事した経験を有する者に限る。)(以下この任において「理学療法士等」という。)を1名以上配属しているもの(利用者の数(指定介護サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所又は同条第4項に規定する併設事業所である指定短期入所生活介護事業所にあつては、利用者の数及び同条第2項の規定の適用を受ける特別養護老人ホーム(老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の5に規定する特別養護老人ホームをいう。))又は指定居宅サービス基準第124条第4項に規定する併設本居施設の入所者又は入院患者の合計数。以下この任において同じ。)が100を超える指定短期入所生活介護事業所にあつては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配属し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定居宅サービス基準第2条第8号に規定する常勤換算方法をいう。指定施設入居者生活介護費の注5及び注7において同じ。)で利用者の数を100で除した数以上配属しているもの)として都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所については、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

7-15 (略)

16 指定居宅サービス基準第121条第2項の規定の適用を受ける指定短期入所生活介護事業所に係る注6の規定による届出については、指定施設サービス等介護給付費単位数表に定める基準(平成19年厚生省告示第21号)別表指定施設サービス等介護給付費単位数表(以下「指定施設サービス等介護給付費単位数表」)という。)の規定により、注6の規定による届出に相当する介護福祉施設サービスに係る届出があったときは、注6の規定による届出があったものとなす。

17-18 (略)

ハ→ホ (略)

ア サービス提供体制強化加算

ア 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所生活介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる比分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① サービス提供体制強化加算Ⅰイ	18単位
② サービス提供体制強化加算Ⅰロ	12単位
③ サービス提供体制強化加算Ⅱ	6単位
④ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位

イ 介護職員処遇改善加算

ⅰ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、令和5年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を見定めている場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (ⅰ～ⅲ) (略)
- (ⅳ) (略)
- (ⅳ) (略)

エ (略)

9 利用者介護施設加算

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

ⅰ 介護老人保健施設短期入所療養介護費

ⅰ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅰ

ⅰ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅰ

ⅰ 要介護1	752単位
ⅱ 要介護2	799単位
ⅲ 要介護3	851単位
ⅳ 要介護4	914単位
ⅴ 要介護5	986単位

ⅱ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅱ

ⅰ 要介護1	791単位
ⅱ 要介護2	837単位
ⅲ 要介護3	890単位
ⅳ 要介護4	958単位
ⅴ 要介護5	1,041単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	827単位
ⅱ 要介護2	878単位
ⅲ 要介護3	939単位
ⅳ 要介護4	991単位
ⅴ 要介護5	1,065単位

ⅳ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅳ

ⅰ 要介護1	875単位
ⅱ 要介護2	931単位
ⅲ 要介護3	1,014単位
ⅳ 要介護4	1,071単位
ⅴ 要介護5	1,159単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	778単位
ⅱ 要介護2	891単位

ロ 介護職員処遇改善加算

ⅰ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依り、平成33年3月31日までの間(当該区分については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を見定めている場合は、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (ⅰ～ⅲ) (略)

ⅱ 介護職員処遇改善加算ⅱ ⅱにより算定した単位数の100分の900に相当する単位数

ⅲ 介護職員処遇改善加算ⅲ ⅲにより算定した単位数の100分の900に相当する単位数

エ (略)

9 利用者介護施設加算

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

ⅰ 介護老人保健施設短期入所療養介護費

ⅰ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅰ

ⅰ 要介護1	255単位
ⅱ 要介護2	891単位
ⅲ 要介護3	862単位
ⅳ 要介護4	914単位
ⅴ 要介護5	963単位

ⅱ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅱ

ⅰ 要介護1	797単位
ⅱ 要介護2	868単位
ⅲ 要介護3	930単位
ⅳ 要介護4	988単位
ⅴ 要介護5	1,041単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	829単位
ⅱ 要介護2	877単位
ⅲ 要介護3	938単位
ⅳ 要介護4	989単位
ⅴ 要介護5	1,042単位

ⅳ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅳ

ⅰ 要介護1	878単位
ⅱ 要介護2	930単位
ⅲ 要介護3	1,012単位
ⅳ 要介護4	1,068単位
ⅴ 要介護5	1,121単位

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅲ 介護老人保健施設短期入所療養介護費ⅲ

ⅰ 要介護1	781単位
ⅱ 要介護2	892単位

出 要介通8	1078單位
出 要介通4	1154單位
出 要介通5	1131單位
出 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	857單位
2 要介通2	941單位
3 要介通3	1,051單位
4 要介通4	1,125單位
5 要介通5	1,200單位
出 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	778單位
2 要介通2	852單位
3 要介通3	928單位
4 要介通4	1,005單位
5 要介通5	1,081單位
出 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	857單位
2 要介通2	931單位
3 要介通3	1,020單位
4 要介通4	1,106單位
5 要介通5	1,193單位
出 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	737單位
2 要介通2	788單位
3 要介通3	845單位
4 要介通4	897單位
5 要介通5	948單位
出 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	871單位
2 要介通2	940單位
3 要介通3	1,020單位
4 要介通4	1,071單位
5 要介通5	1,124單位
出 出二下型介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 出二下型介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 出二下型介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	828單位
2 要介通2	879單位
3 要介通3	941單位
4 要介通4	997單位
5 要介通5	1,049單位

出 要介通8	1176單位
出 要介通4	1,031單位
出 要介通5	1,136單位
出 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	836單位
2 要介通2	940單位
3 要介通3	1,054單位
4 要介通4	1,120單位
5 要介通5	1,204單位
出 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	781單位
2 要介通2	850單位
3 要介通3	911單位
4 要介通4	1,024單位
5 要介通5	1,093單位
出 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	852單位
2 要介通2	931單位
3 要介通3	1,027單位
4 要介通4	1,102單位
5 要介通5	1,171單位
出 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	741單位
2 要介通2	783單位
3 要介通3	846單位
4 要介通4	897單位
5 要介通5	947單位
出 介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	813單位
2 要介通2	861單位
3 要介通3	920單位
4 要介通4	970單位
5 要介通5	1,022單位
出 出二下型介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 出二下型介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 出二下型介通老人保健施設利用入所費要介通費出	
1 要介通1	835單位
2 要介通2	880單位
3 要介通3	940單位
4 要介通4	993單位
5 要介通5	1,048單位

1. ユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1030単位
ハ 要介護3	1018単位
ニ 要介護4	1070単位
ホ 要介護5	1120単位

2. 特設のユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1020単位
ハ 要介護3	997単位
ニ 要介護4	997単位
ホ 要介護5	1040単位

3. 特設のユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	970単位
ロ 要介護2	995単位
ハ 要介護3	1014単位
ニ 要介護4	1075単位
ホ 要介護5	1120単位

二 ユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表1. ユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1020単位
ハ 要介護3	1018単位
ニ 要介護4	1070単位
ホ 要介護5	1120単位

2. 特設のユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1020単位
ハ 要介護3	1040単位
ニ 要介護4	1020単位
ホ 要介護5	1080単位

3. ユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表1. ユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1020単位
ハ 要介護3	1016単位
ニ 要介護4	1050単位
ホ 要介護5	1090単位

2. 特設のユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1020単位

1. ユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1030単位
ハ 要介護3	1016単位
ニ 要介護4	1072単位
ホ 要介護5	1120単位

2. 特設のユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	980単位
ハ 要介護3	980単位
ニ 要介護4	980単位
ホ 要介護5	1060単位

3. ユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	980単位
ハ 要介護3	1016単位
ニ 要介護4	1072単位
ホ 要介護5	1120単位

二 ユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表1. ユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1024単位
ハ 要介護3	1028単位
ニ 要介護4	1214単位
ホ 要介護5	1288単位

2. 特設のユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1024単位
ハ 要介護3	1028単位
ニ 要介護4	1214単位
ホ 要介護5	1288単位

二 ユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表1. ユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1018単位
ハ 要介護3	1012単位
ニ 要介護4	1187単位
ホ 要介護5	1261単位

2. 特設のユニ・ナ型介護老人保健施設期間入所費平均額表

イ 要介護1	980単位
ロ 要介護2	1018単位

Ⅲ 要介護3	1,118単位
Ⅳ 要介護4	1,163単位
Ⅴ 要介護5	1,229単位
Ⅷ コーポ型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
ア コーポ型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ 要介護1	818単位
Ⅱ 要介護2	863単位
Ⅲ 要介護3	921単位
Ⅳ 要介護4	977単位
Ⅴ 要介護5	1,028単位
イ 経過的コーポ型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ 要介護1	818単位
Ⅱ 要介護2	863単位
Ⅲ 要介護3	921単位
Ⅳ 要介護4	977単位
Ⅴ 要介護5	1,028単位
⑤ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ 3時間以上4時間未満	690単位
Ⅱ 4時間以上6時間未満	806単位
Ⅲ 6時間以上8時間未満	1,229単位
注1～7 (略)	
8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の世帯を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は、14日)を限度として1日につき80単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。	
9～15 (略)	
④ 緊急夜間看護加算	275単位
注1 事故管理を目的とし、別に厚生労働大臣が定める基準に従い、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を行った場合に、7日を限度として1日につき所定単位数を加算する。	
2 緊急時施設搬送費を算定した日は、算定しない。	
⑤～⑦ (略)	
⑧ サービス提供体制強化加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次の掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位
Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
Ⅲ サービス提供体制強化加算Ⅲ(別表)	8単位

Ⅲ 要介護3	1,112単位
Ⅳ 要介護4	1,167単位
Ⅴ 要介護5	1,251単位
Ⅷ コーポ型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
ア コーポ型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ 要介護1	818単位
Ⅱ 要介護2	864単位
Ⅲ 要介護3	921単位
Ⅳ 要介護4	976単位
Ⅴ 要介護5	1,025単位
イ コーポ型介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ 要介護1	818単位
Ⅱ 要介護2	864単位
Ⅲ 要介護3	921単位
Ⅳ 要介護4	976単位
Ⅴ 要介護5	1,025単位
⑤ 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	
Ⅰ 3時間以上4時間未満	695単位
Ⅱ 4時間以上6時間未満	808単位
Ⅲ 6時間以上8時間未満	1,261単位
注1～7 (略)	
8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注7の加算を算定している場合は算定しない。	
9～19 (略)	
④ 緊急夜間看護加算	
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に直し、1日につき次の掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。	
Ⅰ サービス提供体制強化加算Ⅰ	18単位
Ⅱ サービス提供体制強化加算Ⅱ	13単位
Ⅲ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位
Ⅳ サービス提供体制強化加算Ⅳ	6単位

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(8)までにより算定した単位数の1000分の916に相当する単位数
- (前各)
- (後各)

(10) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(4)までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

イ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ

ア 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ	
ⅰ 要介護1	708単位
ⅱ 要介護2	813単位
ⅲ 要介護3	1,042単位
ⅳ 要介護4	1,139単位
ⅴ 要介護5	1,237単位

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱ	
ⅰ 要介護1	737単位
ⅱ 要介護2	848単位
ⅲ 要介護3	1,085単位
ⅳ 要介護4	1,188単位
ⅴ 要介護5	1,279単位

(9) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成35年3月31日までの間、(四)及び(五)については、別に厚生労働大臣が定める間日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の916に相当する単位数
- 四 介護職員処遇改善加算Ⅳ 二により算定した単位数の1000分の99に相当する単位数
- 五 介護職員処遇改善加算Ⅴ 三により算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

(10) 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(5)までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(7)までにより算定した単位数の1000分の97に相当する単位数

ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

(1) 病院療養病床短期入所療養介護費 (1日につき)

イ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ

ア 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅰ	
ⅰ 要介護1	699単位
ⅱ 要介護2	793単位
ⅲ 要介護3	1,020単位
ⅳ 要介護4	1,113単位
ⅴ 要介護5	1,201単位

ロ 病院療養病床短期入所療養介護費Ⅱ	
ⅰ 要介護1	721単位
ⅱ 要介護2	830単位
ⅲ 要介護3	1,063単位
ⅳ 要介護4	1,163単位
ⅴ 要介護5	1,252単位

C、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	727单位
II、 综合组2	766单位
III、 综合组3	1077单位
IV、 综合组4	1171单位
V、 综合组5	1751单位
D、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	811单位
II、 综合组2	821单位
III、 综合组3	1141单位
IV、 综合组4	1217单位
V、 综合组5	1354单位
E、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	1168单位
II、 综合组2	1168单位
III、 综合组3	1194单位
IV、 综合组4	1209单位
V、 综合组5	1291单位
F、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	457单位
II、 综合组2	546单位
III、 综合组3	1191单位
IV、 综合组4	1268单位
V、 综合组5	1379单位
G、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	652单位
II、 综合组2	757单位
III、 综合组3	714单位
IV、 综合组4	1163单位
V、 综合组5	1110单位
H、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	651单位
II、 综合组2	776单位
III、 综合组3	825单位
IV、 综合组4	1084单位
V、 综合组5	1180单位
I、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	781单位
II、 综合组2	888单位
III、 综合组3	1021单位
IV、 综合组4	1111单位
V、 综合组5	1211单位

C、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	711单位
II、 综合组2	818单位
III、 综合组3	1018单位
IV、 综合组4	1146单位
V、 综合组5	1344单位
D、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	797单位
II、 综合组2	831单位
III、 综合组3	1184单位
IV、 综合组4	1229单位
V、 综合组5	1305单位
E、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	821单位
II、 综合组2	901单位
III、 综合组3	1178单位
IV、 综合组4	1272单位
V、 综合组5	1351单位
F、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	819单位
II、 综合组2	916单位
III、 综合组3	1156单位
IV、 综合组4	1283单位
V、 综合组5	1341单位
G、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	658单位
II、 综合组2	711单位
III、 综合组3	844单位
IV、 综合组4	1018单位
V、 综合组5	1080单位
H、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	658单位
II、 综合组2	737单位
III、 综合组3	813单位
IV、 综合组4	1055单位
V、 综合组5	1186单位
I、 同院综合病区近月入所综合管理组	
I、 综合组1	718单位
II、 综合组2	817单位
III、 综合组3	906单位
IV、 综合组4	1115单位
V、 综合组5	1255单位

① 病院療養病状初期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	720単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	886単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,043単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,180単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,240単位

② 病院療養病状初期入所療養介護費②

Ⅰ 病院療養病状初期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	620単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	784単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	946単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,057単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,071単位

Ⅱ 病院療養病状初期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	720単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	846単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	900単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,140単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,180単位

③ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費（Ⅰ日付付）

① 病院療養病状経過型短期入所療養介護費①

Ⅰ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	717単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	831単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	971単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,050単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,140単位

Ⅱ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	825単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	921単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,024単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,100単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,225単位

② 病院療養病状経過型短期入所療養介護費②

Ⅰ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	717単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	821単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	980単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,019単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,107単位

④ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	781単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	867単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,022単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,171単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,113単位

⑤ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費③

Ⅰ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	616単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	721単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	866単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,013単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,051単位

Ⅱ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	722単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	825単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	922単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,121単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,181単位

⑥ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費（Ⅱ日付付）

Ⅰ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費①

Ⅰ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	702単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	805単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	930単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,006単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,079単位

Ⅱ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	807単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	912単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,033単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,110単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,200単位

② 病院療養病状経過型短期入所療養介護費②

Ⅰ 病院療養病状経過型短期入所療養介護費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	702単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	805単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	910単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	977単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,089単位

10 特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	425単位
ロ 養介護2	363単位
ハ 養介護3	1,037単位
ニ 養介護4	1,105単位
ホ 養介護5	1,216単位

11 ユニーク型特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

11-1 ユニーク型特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	982単位
ロ 養介護2	942単位
ハ 養介護3	1,122単位
ニ 養介護4	1,260単位
ホ 養介護5	1,366単位

11-2 ユニーク型特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	397単位
ロ 養介護2	971単位
ハ 養介護3	1,210単位
ニ 養介護4	1,317単位
ホ 養介護5	1,406単位

12 ユニーク型特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	966単位
ロ 養介護2	955単位
ハ 養介護3	1,201単位
ニ 養介護4	1,300単位
ホ 養介護5	1,380単位

13 特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	928単位
ロ 養介護2	943単位
ハ 養介護3	1,172単位
ニ 養介護4	1,253単位
ホ 養介護5	1,356単位

14 特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	857単位
ロ 養介護2	977単位
ハ 養介護3	1,216単位
ニ 養介護4	1,317単位
ホ 養介護5	1,408単位

15 特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	888単位
ロ 養介護2	965単位
ハ 養介護3	1,201単位
ニ 養介護4	1,280単位
ホ 養介護5	1,380単位

16 特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	807単位
ロ 養介護2	913単位
ハ 養介護3	1,013単位
ニ 養介護4	1,101単位
ホ 養介護5	1,180単位

17 ユニーク型特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

17-1 ユニーク型特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	950単位
ロ 養介護2	921単位
ハ 養介護3	1,117単位
ニ 養介護4	1,212単位
ホ 養介護5	1,327単位

17-2 ユニーク型特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	818単位
ロ 養介護2	938単位
ハ 養介護3	1,180単位
ニ 養介護4	1,282単位
ホ 養介護5	1,378単位

18 ユニーク型特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	884単位
ロ 養介護2	944単位
ハ 養介護3	1,173単位
ニ 養介護4	1,272単位
ホ 養介護5	1,360単位

19 ユニーク型特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	820単位
ロ 養介護2	923単位
ハ 養介護3	1,147単位
ニ 養介護4	1,212単位
ホ 養介護5	1,327単位

20 ユニーク型特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	848単位
ロ 養介護2	928単位
ハ 養介護3	1,140単位
ニ 養介護4	1,284単位
ホ 養介護5	1,378単位

21 ユニーク型特別養護老人ホームの収容定員数(単位)

イ 養介護1	888単位
ロ 養介護2	911単位
ハ 養介護3	1,176単位
ニ 養介護4	1,272単位
ホ 養介護5	1,360単位

(4) ユニット型病院療養病床経過短期入所療養介護費（1日につき）

イ ユニット型病院療養病床経過短期入所療養介護費

ア 要介護1	838単位
イ 要介護2	943単位
ウ 要介護3	1,082単位
エ 要介護4	1,170単位
オ 要介護5	1,257単位

ロ 経過型ユニット型病院療養病床経過短期入所療養介護費

ア 要介護1	838単位
イ 要介護2	943単位
ウ 要介護3	1,082単位
エ 要介護4	1,170単位
オ 要介護5	1,257単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

イ 3時間以上4時間未満	670単位
ロ 4時間以上6時間未満	928単位
ハ 6時間以上8時間未満	1,289単位

注1～7（略）

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を感想に行った場合は、指定短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の欠席等やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として1日につき80単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9～13（略）

(6)～(8)（略）

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位
② サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
③ サービス提供体制強化加算Ⅲ	8単位

(前略)

(10) 介護職口超過改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

①～③（略）

(4) ユニット型病院療養病床経過短期入所療養介護費（1日につき）

イ ユニット型病院療養病床経過短期入所療養介護費Ⅰ

ア 要介護1	830単位
イ 要介護2	935単位
ウ 要介護3	1,070単位
エ 要介護4	1,155単位
オ 要介護5	1,230単位

ロ ユニット型病院療養病床経過短期入所療養介護費Ⅱ

ア 要介護1	830単位
イ 要介護2	935単位
ウ 要介護3	1,070単位
エ 要介護4	1,155単位
オ 要介護5	1,230単位

(5) 特定病院療養病床短期入所療養介護費

イ 3時間以上4時間未満	665単位
ロ 4時間以上6時間未満	908単位
ハ 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～7（略）

8 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を感想に行った場合は、指定短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき80単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、算定しない。

9～13（略）

(6)～(8)（略）

(9) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① サービス提供体制強化加算Ⅰイ	18単位
② サービス提供体制強化加算Ⅰロ	12単位
③ サービス提供体制強化加算Ⅱ	8単位
④ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位

(10) 介護職口超過改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間（当該年度については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

①～③（略）

(別表)
(別表)

97. (表)

(1) 新設所における新規入所者数(単位)

(1) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

⑥ 新設所新規入所者数(単位)

(2) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

(3) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

(4) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

(5) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

(6) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

280単位

240単位

294単位

291単位

280単位

217単位

276単位

232単位

251単位

226単位

280単位

280単位

290単位

281単位

213単位

280単位

246単位

297単位

245単位

205単位

207単位

207単位

214単位

207単位

147単位

213単位

200単位

201単位

201単位

1,023単位

② 介護職員処遇改善加算② 一に上り算定した単位数の100分の90に相当する単位数
③ 介護職員処遇改善加算③ 一に上り算定した単位数の100分の90に相当する単位数

98. (表)

(1) 新設所における新規入所者数(単位)

(1) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

⑥ 新設所新規入所者数(単位)

(2) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

(3) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

(4) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

(5) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

(6) 新設所新規入所者数(単位)

① 新設所新規入所者数(単位)

② 新設所新規入所者数(単位)

③ 新設所新規入所者数(単位)

④ 新設所新規入所者数(単位)

⑤ 新設所新規入所者数(単位)

673単位

724単位

772単位

821単位

770単位

707単位

754単位

804単位

853単位

806単位

673単位

713単位

703単位

843単位

893単位

779単位

824単位

872単位

925単位

974単位

811単位

861単位

914単位

964単位

1,013単位

800単位

851単位

901単位

950単位

1,001単位

(ア) 総務所配属入所収容者調整用

① 総務所配属入所収容者調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	611単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	835単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	700単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	746単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	790単位

② 総務所配属入所収容者調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	719単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	753単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	803単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	853単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	894単位

(イ) 二つ上型施設所収容入所者全調整用(1日1泊型)

① 二つ上型施設所収容入所者全調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	818単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	900単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	973単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	987単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,011単位

② 二つ上型施設所収容入所者全調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	946単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	890単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	970単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,001単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,054単位

(ロ) 二つ上型施設所収容入所者全調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	986単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	906単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	959単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	989単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,040単位

(ウ) 最速的二つ上型施設所収容入所者全調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	980単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	969単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	915単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	967単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,017単位

(エ) 計数所配属入所収容者調整用

① 計数所配属入所収容者調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	508単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	613単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	685単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	795単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	773単位

② 計数所配属入所収容者調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	704単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	747単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	791単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	833単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	875単位

(オ) 二つ上型施設所収容入所者全調整用(1日1泊型)

① 二つ上型施設所収容入所者全調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	960単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	950単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	906単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	945単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	973単位

② 二つ上型施設所収容入所者全調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	829単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	920単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	930単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	959単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,031単位

(カ) 二つ上型施設所収容入所者全調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	818単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	859単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	919単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	959単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,018単位

(キ) 二つ上型施設所収容入所者全調整用

Ⅰ 要介護Ⅰ	800単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	850単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	896単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	946単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	983単位

(甲) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(1)

a 要介護1	846単位
b 要介護2	839単位
c 要介護3	830単位
d 要介護4	1,001単位
e 要介護5	1,034単位

(乙) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費(2)

a 要介護1	886単位
b 要介護2	888単位
c 要介護3	889単位
d 要介護4	989単位
e 要介護5	1,040単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

一 3時間以上4時間未満	870単位
二 4時間以上6時間未満	928単位
三 6時間以上8時間未満	1,289単位

注1～6 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注6を算定している場合は、算定しない。

8～12 (略)

(4)～(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

一 サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位
二 サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
三 サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位

(略)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

一～三 (略)

(略)

(略)

(9) (略)

甲. ユニット型診療所短期入所療養介護費(1)

a 要介護1	828単位
b 要介護2	880単位
c 要介護3	930単位
d 要介護4	980単位
e 要介護5	1,031単位

乙. ユニット型診療所短期入所療養介護費(2)

a 要介護1	818単位
b 要介護2	869単位
c 要介護3	919単位
d 要介護4	969単位
e 要介護5	1,018単位

(3) 特定診療所短期入所療養介護費

一 3時間以上4時間未満	856単位
二 4時間以上6時間未満	908単位
三 6時間以上8時間未満	1,261単位

注1～4 (略)

7 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所受入加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき90単位を所定単位数に加算する。ただし、注5を算定している場合は、算定しない。

8～12 (略)

(4)～(6) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

一 サービス提供体制強化加算Ⅰ	18単位
二 サービス提供体制強化加算Ⅱ	14単位
三 サービス提供体制強化加算Ⅲ	8単位
四 サービス提供体制強化加算Ⅳ	6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に依い、平成33年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

一～三 (略)

四 介護職員処遇改善加算Ⅳ 三により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

五 介護職員処遇改善加算Ⅴ 三により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

(9) (略)

二 老人性認知症医療費助成を有する期間に付ける期間天所助成費減額

(1) 認知症医療費助成入所施設介護費 (7. 以下に示す)

イ 認知症医療費助成入所施設介護費(1)

α 認知症医療費助成入所施設介護費(1)

1. 要介護1	1,042単位
2. 要介護2	1,088単位
3. 要介護3	1,134単位
4. 要介護4	1,220単位
5. 要介護5	1,306単位

ロ 認知症医療費助成入所施設介護費(2)

1. 要介護1	1,160単位
2. 要介護2	1,216単位
3. 要介護3	1,272単位
4. 要介護4	1,368単位
5. 要介護5	1,464単位

ハ 認知症医療費助成入所施設介護費(3)

イ 認知症医療費助成入所施設介護費(1)

1. 要介護1	980単位
2. 要介護2	1,036単位
3. 要介護3	1,092単位
4. 要介護4	1,188単位
5. 要介護5	1,284単位

ロ 認知症医療費助成入所施設介護費(2)

1. 要介護1	1,094単位
2. 要介護2	1,150単位
3. 要介護3	1,206単位
4. 要介護4	1,302単位
5. 要介護5	1,398単位

ヘ 認知症医療費助成入所施設介護費(4)

イ 認知症医療費助成入所施設介護費(1)

1. 要介護1	954単位
2. 要介護2	1,020単位
3. 要介護3	1,086単位
4. 要介護4	1,182単位
5. 要介護5	1,278単位

ロ 認知症医療費助成入所施設介護費(2)

1. 要介護1	1,068単位
2. 要介護2	1,124単位
3. 要介護3	1,180単位
4. 要介護4	1,286単位
5. 要介護5	1,392単位

二 老人性認知症医療費助成を有する期間に付ける期間天所助成費減額

(1) 認知症医療費助成入所施設介護費 (7. 以下に示す)

認知症医療費助成入所施設介護費(1)

α 認知症医療費助成入所施設介護費(1)

1. 要介護1	1,030単位
2. 要介護2	1,084単位
3. 要介護3	1,138単位
4. 要介護4	1,212単位
5. 要介護5	1,277単位

ロ 認知症医療費助成入所施設介護費(2)

1. 要介護1	1,134単位
2. 要介護2	1,190単位
3. 要介護3	1,246単位
4. 要介護4	1,319単位
5. 要介護5	1,382単位

ハ 認知症医療費助成入所施設介護費(3)

イ 認知症医療費助成入所施設介護費(1)

1. 要介護1	985単位
2. 要介護2	1,032単位
3. 要介護3	1,079単位
4. 要介護4	1,162単位
5. 要介護5	1,235単位

ロ 認知症医療費助成入所施設介護費(2)

1. 要介護1	1,071単位
2. 要介護2	1,128単位
3. 要介護3	1,184単位
4. 要介護4	1,274単位
5. 要介護5	1,364単位

ヘ 認知症医療費助成入所施設介護費(4)

イ 認知症医療費助成入所施設介護費(1)

1. 要介護1	957単位
2. 要介護2	1,003単位
3. 要介護3	1,049単位
4. 要介護4	1,133単位
5. 要介護5	1,206単位

ロ 認知症医療費助成入所施設介護費(2)

1. 要介護1	1,061単位
2. 要介護2	1,108単位
3. 要介護3	1,154単位
4. 要介護4	1,244単位
5. 要介護5	1,334単位

(2) 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

① 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	142単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,000単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,073単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,135単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,204単位

② 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	1,010単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,110単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,180単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,247単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,312単位

(3) 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

① 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	867単位
ⅱ 要介護Ⅱ	947単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,015単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,078単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,143単位

② 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	930単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,030単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,121単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,185単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,251単位

(4) 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等 (1日につき)

① 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	786単位
ⅱ 要介護Ⅱ	930単位
ⅲ 要介護Ⅲ	977単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,033単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,094単位

② 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	904単位
ⅱ 要介護Ⅱ	980単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,025単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,091単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,150単位

(2) 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

① 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	732単位
ⅱ 要介護Ⅱ	986単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,030単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,114単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,178単位

② 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	1,037単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,090単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,133単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,220単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,284単位

(3) 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

① 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	862単位
ⅱ 要介護Ⅱ	937単位
ⅲ 要介護Ⅲ	991単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,055単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,119単位

② 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	934単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,032単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,097単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,151単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,214単位

(4) 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等 (1日につき)

① 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	828単位
ⅱ 要介護Ⅱ	970単位
ⅲ 要介護Ⅲ	977単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,050単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,076単位

② 認知症疾患認知症ケア用施設介護費等

ⅰ 要介護Ⅰ	976単位
ⅱ 要介護Ⅱ	991単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,004単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,084単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,131単位

(9) ユニット型認知症対応型老人介護委託費 (1日につき)

Ⅰ ユニット型認知症対応型老人介護委託費(1)

① ユニット型認知症対応型老人介護委託費(1)

ⅰ 要介護1	1,131単位
ⅱ 要介護2	1,298単位
ⅲ 要介護3	1,600単位
ⅳ 要介護4	1,989単位
ⅴ 要介護5	1,434単位

② 経過的ユニット型認知症対応型老人介護委託費

ⅰ 要介護1	1,131単位
ⅱ 要介護2	1,298単位
ⅲ 要介護3	1,600単位
ⅳ 要介護4	1,989単位
ⅴ 要介護5	1,434単位

Ⅱ ユニット型認知症対応型老人介護委託費(2)

① ユニット型認知症対応型老人介護委託費(1)

ⅰ 要介護1	1,145単位
ⅱ 要介護2	1,183単位
ⅲ 要介護3	1,283単位
ⅳ 要介護4	1,332単位
ⅴ 要介護5	1,590単位

② 経過的ユニット型認知症対応型老人介護委託費(2)

ⅰ 要介護1	1,145単位
ⅱ 要介護2	1,183単位
ⅲ 要介護3	1,283単位
ⅳ 要介護4	1,332単位
ⅴ 要介護5	1,590単位

(1) 特定認知症対応型老人介護委託費

ⅰ 3時間以上4時間未満	670単位
ⅱ 4時間以上6時間未満	927単位
ⅲ 6時間以上8時間未満	1,284単位

注1～3 (略)

1 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、介護サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定老人介護委託費を徴収を行った場合は、緊急対応型老人介護委託費として、利用を開始した日から起算して7日(利用者の日常生活上の混乱を行う等の危険なやむを得ない理由がある場合は、14日)を限度として1日につき100単位を所定単位数に加算する。

Ⅱ～Ⅳ (略)

(5)(イ)(ロ) (略)

(9) ユニット型認知症対応型老人介護委託費 (1日につき)

Ⅰ ユニット型認知症対応型老人介護委託費(1)

① ユニット型認知症対応型老人介護委託費(1)

ⅰ 要介護1	1,145単位
ⅱ 要介護2	1,210単位
ⅲ 要介護3	1,275単位
ⅳ 要介護4	1,389単位
ⅴ 要介護5	1,403単位

② ユニット型認知症対応型老人介護委託費(2)

ⅰ 要介護1	1,145単位
ⅱ 要介護2	1,210単位
ⅲ 要介護3	1,275単位
ⅳ 要介護4	1,389単位
ⅴ 要介護5	1,403単位

Ⅱ ユニット型認知症対応型老人介護委託費(2)

① ユニット型認知症対応型老人介護委託費(1)

ⅰ 要介護1	1,091単位
ⅱ 要介護2	1,138単位
ⅲ 要介護3	1,228単位
ⅳ 要介護4	1,291単位
ⅴ 要介護5	1,360単位

② ユニット型認知症対応型老人介護委託費(2)

ⅰ 要介護1	1,091単位
ⅱ 要介護2	1,138単位
ⅲ 要介護3	1,228単位
ⅳ 要介護4	1,291単位
ⅴ 要介護5	1,360単位

(1) 特定認知症対応型老人介護委託費

ⅰ 3時間以上4時間未満	636単位
ⅱ 4時間以上6時間未満	907単位
ⅲ 6時間以上8時間未満	1,260単位

注1～3 (略)

1 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、介護サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定老人介護委託費を徴収を行った場合は、緊急対応型老人介護委託費として、利用を開始した日から起算して7日を限度として1日につき60単位を所定単位数に加算する。

Ⅱ～Ⅳ (略)

(5)(イ)(ロ) (略)

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県加算に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ	22単位
ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ	18単位
ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位

(何る)

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県加算に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和元年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に算定する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 (略)
 (何る)
 (何る)

(9) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

イ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ

ⅰ 要介護1	762単位
ⅱ 要介護2	871単位
ⅲ 要介護3	1,112単位
ⅳ 要介護4	1,214単位
ⅴ 要介護5	1,305単位

ロ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅱ

ⅰ 要介護1	875単位
ⅱ 要介護2	985単位
ⅲ 要介護3	1,224単位
ⅳ 要介護4	1,325単位
ⅴ 要介護5	1,416単位

ニ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅲ

ⅰ 要介護1	752単位
ⅱ 要介護2	861単位
ⅲ 要介護3	1,096単位
ⅳ 要介護4	1,197単位
ⅴ 要介護5	1,287単位

(7) サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県加算に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

イ サービス提供体制強化加算Ⅰ	18単位
ロ サービス提供体制強化加算Ⅱ	12単位
ハ サービス提供体制強化加算Ⅲ	6単位
ニ サービス提供体制強化加算Ⅳ	6単位

(8) 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県加算に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対し、指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成29年3月31日までの間、(何及び何)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に算定する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 (略)

ロ 介護職員処遇改善加算Ⅱ	二により算定した単位数の100分の90に相当する単位数
ハ 介護職員処遇改善加算Ⅲ	三により算定した単位数の100分の90に相当する単位数

(9) (略)

ホ 介護医療院における短期入所療養介護費

(1) Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費(1日につき)

イ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅰ

ⅰ 要介護1	765単位
ⅱ 要介護2	874単位
ⅲ 要介護3	1,095単位
ⅳ 要介護4	1,194単位
ⅴ 要介護5	1,277単位

ロ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅱ

ⅰ 要介護1	868単位
ⅱ 要介護2	974単位
ⅲ 要介護3	1,195単位
ⅳ 要介護4	1,297単位
ⅴ 要介護5	1,388単位

ニ Ⅰ型介護医療院短期入所療養介護費Ⅲ

ⅰ 要介護1	755単位
ⅱ 要介護2	863単位
ⅲ 要介護3	1,078単位
ⅳ 要介護4	1,171単位
ⅴ 要介護5	1,254単位

1. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	244単位
II 介護費2	272単位
III 介護費3	1257単位
IV 介護費4	1296単位
V 介護費5	1296単位

2. 1型介護施設利用者所収全介護費

1. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	738単位
II 介護費2	445単位
III 介護費3	1199単位
IV 介護費4	1199単位
V 介護費5	1170単位

2. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	616単位
II 介護費2	635単位
III 介護費3	1190単位
IV 介護費4	1290単位
V 介護費5	1290単位

3. 1型介護施設利用者所収全介護費 (1日20単位)

1. 1型介護施設利用者所収全介護費

1. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	716単位
II 介護費2	812単位
III 介護費3	1022単位
IV 介護費4	1113単位
V 介護費5	1102単位

2. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	84単位
II 介護費2	255単位
III 介護費3	1170単位
IV 介護費4	1251単位
V 介護費5	1200単位

3. 1型介護施設利用者所収全介護費

1. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	788単位
II 介護費2	795単位
III 介護費3	1108単位
IV 介護費4	1101単位
V 介護費5	1125単位

1. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	844単位
II 介護費2	851単位
III 介護費3	1181単位
IV 介護費4	1275単位
V 介護費5	1266単位

2. 1型介護施設利用者所収全介護費

1. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	729単位
II 介護費2	827単位
III 介護費3	1037単位
IV 介護費4	1153単位
V 介護費5	1211単位

2. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	728単位
II 介護費2	735単位
III 介護費3	1155単位
IV 介護費4	1268単位
V 介護費5	1268単位

3. 1型介護施設利用者所収全介護費 (1日20単位)

1. 1型介護施設利用者所収全介護費

1. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	701単位
II 介護費2	793単位
III 介護費3	1060単位
IV 介護費4	1167単位
V 介護費5	1165単位

2. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	816単位
II 介護費2	903単位
III 介護費3	1169単位
IV 介護費4	1207単位
V 介護費5	1276単位

3. 1型介護施設利用者所収全介護費

1. 1型介護施設利用者所収全介護費

I 介護費1	825単位
II 介護費2	778単位
III 介護費3	981単位
IV 介護費4	1071単位
V 介護費5	1130単位

① Ⅱ型介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	511単位
Ⅱ 要介護2	580単位
Ⅲ 要介護3	1,117単位
Ⅳ 要介護4	1,925単位
Ⅴ 要介護5	1,957単位

② Ⅱ型介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅱ型介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	493単位
Ⅱ 要介護2	765単位
Ⅲ 要介護3	1,094単位
Ⅳ 要介護4	1,885単位
Ⅴ 要介護5	1,932単位

③ Ⅱ型介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	490単位
Ⅱ 要介護2	797単位
Ⅲ 要介護3	1,186単位
Ⅳ 要介護4	1,986単位
Ⅴ 要介護5	1,975単位

④ 特別介護施設施設利用人員等介護費表(1日につき)

Ⅰ 特別介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ型特別介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	702単位
Ⅱ 要介護2	993単位
Ⅲ 要介護3	1,029単位
Ⅳ 要介護4	1,124単位
Ⅴ 要介護5	1,216単位

Ⅱ型特別介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	605単位
Ⅱ 要介護2	910単位
Ⅲ 要介護3	1,152単位
Ⅳ 要介護4	1,231単位
Ⅴ 要介護5	1,313単位

Ⅲ型特別介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅲ型特別介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	496単位
Ⅱ 要介護2	749単位
Ⅲ 要介護3	947単位
Ⅳ 要介護4	1,032単位
Ⅴ 要介護5	1,105単位

① Ⅱ型介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	794単位
Ⅱ 要介護2	880単位
Ⅲ 要介護3	1,093単位
Ⅳ 要介護4	1,181単位
Ⅴ 要介護5	1,259単位

Ⅱ型介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅱ型介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	674単位
Ⅱ 要介護2	784単位
Ⅲ 要介護3	979単位
Ⅳ 要介護4	1,060単位
Ⅴ 要介護5	1,184単位

③ Ⅱ型介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	733単位
Ⅱ 要介護2	978単位
Ⅲ 要介護3	1,082単位
Ⅳ 要介護4	1,179単位
Ⅴ 要介護5	1,281単位

④ 特別介護施設施設利用人員等介護費表(1日につき)

Ⅰ 特別介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ型特別介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	667単位
Ⅱ 要介護2	787単位
Ⅲ 要介護3	1,007単位
Ⅳ 要介護4	1,099単位
Ⅴ 要介護5	1,184単位

Ⅱ型特別介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	784単位
Ⅱ 要介護2	891単位
Ⅲ 要介護3	1,164単位
Ⅳ 要介護4	1,209単位
Ⅴ 要介護5	1,283単位

Ⅲ型特別介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅲ型特別介護施設施設利用人員等介護費表

Ⅰ 要介護1	842単位
Ⅱ 要介護2	732単位
Ⅲ 要介護3	927単位
Ⅳ 要介護4	1,016単位
Ⅴ 要介護5	1,094単位

(4) 日東特別介護施設短期入所費等介護費(1)	
Ⅰ 要介護Ⅰ	761単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	828単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,054単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,150単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,214単位
(5) ユニーク型Ⅱ型介護施設短期入所費等介護費(1日につき)	
Ⅰ ユニーク型Ⅱ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ ユニーク型Ⅱ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	892単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,032単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,242単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,313単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,404単位
Ⅱ 計画のユニーク型Ⅱ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	892単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	1,032単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,242単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,313単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,404単位
(6) ユニーク型Ⅲ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ ユニーク型Ⅲ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	822単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	960単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,226単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,335単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,415単位
Ⅱ 計画のユニーク型Ⅲ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	822単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	960単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,226単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,335単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,415単位
(7) ユニーク型Ⅳ型介護施設短期入所費等介護費(1日につき)	
Ⅰ ユニーク型Ⅳ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	870単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	993単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,225単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,330単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,391単位
Ⅱ 計画のユニーク型Ⅳ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	870単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	993単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,225単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,330単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,391単位

(4) 日東特別介護施設短期入所費等介護費(1)	
Ⅰ 要介護Ⅰ	761単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	828単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,054単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,150単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,214単位
(5) ユニーク型Ⅱ型介護施設短期入所費等介護費(1日につき)	
Ⅰ ユニーク型Ⅱ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ ユニーク型Ⅱ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	878単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	981単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,217単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,314単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,401単位
Ⅱ ユニーク型Ⅱ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	878単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	981単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,217単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,314単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,401単位
(6) ユニーク型Ⅲ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ ユニーク型Ⅲ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	803単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	921単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,200単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,307単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,385単位
Ⅱ ユニーク型Ⅲ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	803単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	921単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,200単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,307単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,385単位
(7) ユニーク型Ⅳ型介護施設短期入所費等介護費(1日につき)	
Ⅰ ユニーク型Ⅳ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	872単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	972単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,180単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,281単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,351単位
Ⅱ ユニーク型Ⅳ型介護施設短期入所費等介護費	
Ⅰ 要介護Ⅰ	872単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	972単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,180単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,281単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,351単位

(四) ユニコード型特別介護施設短期入所療養介護費（1日に2回）

1. ユニコード型Ⅰ型特別介護施設短期入所療養介護費

3. ユニコード型Ⅰ型特別介護施設短期入所療養介護費

イ 要介護1	611単位
ロ 要介護2	913単位
ハ 要介護3	1,168単位
ニ 要介護4	1,262単位
ホ 要介護5	1,347単位

4. 経過のユニコード型Ⅰ型特別介護施設短期入所療養介護費

イ 要介護1	811単位
ロ 要介護2	913単位
ハ 要介護3	1,168単位
ニ 要介護4	1,262単位
ホ 要介護5	1,347単位

2. ユニコード型Ⅱ型特別介護施設短期入所療養介護費

3. ユニコード型Ⅱ型特別介護施設短期入所療養介護費

イ 要介護1	812単位
ロ 要介護2	914単位
ハ 要介護3	1,169単位
ニ 要介護4	1,247単位
ホ 要介護5	1,326単位

4. 経過のユニコード型Ⅱ型特別介護施設短期入所療養介護費

イ 要介護1	849単位
ロ 要介護2	914単位
ハ 要介護3	1,169単位
ニ 要介護4	1,247単位
ホ 要介護5	1,326単位

(7) 特定介護施設短期入所療養介護

イ 3時間以上4時間未満	670単位
ロ 4時間以上6時間未満	928単位
ハ 6時間以上8時間未満	1,080単位

注1～8（略）

7. 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、利用サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所費加算として、利用を開始した日から起算して7日（利用者の日常生活上の必要を行うための元給与やむを得ない事情がある場合は、14日）を限度として、1日につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注1を算定している場合は、算定しない。

8～14（略）

(四)～(12)（略）

(四) ユニコード型特別介護施設短期入所療養介護費（1日に2回）

1. ユニコード型Ⅰ型特別介護施設短期入所療養介護費

3. ユニコード型Ⅰ型特別介護施設短期入所療養介護費

イ 要介護1	903単位
ロ 要介護2	933単位
ハ 要介護3	1,143単位
ニ 要介護4	1,233単位
ホ 要介護5	1,318単位

4. ユニコード型Ⅰ型特別介護施設短期入所療養介護費

イ 要介護1	923単位
ロ 要介護2	933単位
ハ 要介護3	1,143単位
ニ 要介護4	1,233単位
ホ 要介護5	1,318単位

2. ユニコード型Ⅱ型特別介護施設短期入所療養介護費

3. ユニコード型Ⅱ型特別介護施設短期入所療養介護費

イ 要介護1	831単位
ロ 要介護2	926単位
ハ 要介護3	1,131単位
ニ 要介護4	1,230単位
ホ 要介護5	1,294単位

4. ユニコード型Ⅱ型特別介護施設短期入所療養介護費

イ 要介護1	831単位
ロ 要介護2	926単位
ハ 要介護3	1,131単位
ニ 要介護4	1,230単位
ホ 要介護5	1,294単位

(7) 特定介護施設短期入所療養介護

イ 3時間以上4時間未満	636単位
ロ 4時間以上6時間未満	904単位
ハ 6時間以上8時間未満	1,061単位

注1～4（略）

7. 別に厚生労働大臣が定める利用者に対し、利用サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所療養介護を緊急に行った場合は、緊急短期入所費加算として、利用を開始した日から起算して7日を限度として、1日につき100単位を所定単位数に加算する。ただし、注1を算定している場合は、算定しない。

8～14（略）

(四)～(12)（略）

⑬ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

一 サービス提供体制強化加算ⅰ)	22単位
二 サービス提供体制強化加算ⅱ)	18単位
三 サービス提供体制強化加算ⅲ)	6単位

(加算)

⑭ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

一 ⅰ) (略)
二 (加算)
三 (加算)

⑮ (略)

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

① 要介護1	628単位
② 要介護2	604単位
③ 要介護3	674単位
④ 要介護4	738単位
⑤ 要介護5	807単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

① 要介護1	628単位
② 要介護2	604単位
③ 要介護3	674単位
④ 要介護4	738単位
⑤ 要介護5	807単位

注1 (略)

2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第102条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に算定した当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を単位として算定する。ただし、介護職員の人数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

⑬ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

一 サービス提供体制強化加算ⅰ)	18単位
二 サービス提供体制強化加算ⅱ)	12単位
三 サービス提供体制強化加算ⅲ)	6単位
四 サービス提供体制強化加算ⅳ)	6単位

⑭ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定短期入所療養介護事業所が、利用者に対して指定短期入所療養介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成30年3月31日までの間、（四及び五については、別に厚生労働大臣が定める間日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

一 ⅰ) (略)

二 介護職員処遇改善加算ⅱ)	ⅰ)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数
三 介護職員処遇改善加算ⅲ)	ⅱ)により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

⑮ (略)

10 特定施設入居者生活介護費

イ 特定施設入居者生活介護費（1日につき）

① 要介護1	628単位
② 要介護2	603単位
③ 要介護3	671単位
④ 要介護4	735単位
⑤ 要介護5	804単位

ロ 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費（1月につき）

ハ 短期利用特定施設入居者生活介護費（1日につき）

① 要介護1	628単位
② 要介護2	603単位
③ 要介護3	671単位
④ 要介護4	735単位
⑤ 要介護5	804単位

注1 (略)

2 ロについて、指定特定施設において、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護（指定居宅サービス基準第102条の2に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。）を行った場合に、別に厚生労働大臣が定めるサービスの種類及び当該サービスの単位数を基に算定した当該外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護に係る単位数について、利用者の要介護状態区分ごとに別に厚生労働大臣が定める単位数を単位として算定する。ただし、看護職員又は介護職員の人数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。

3・4 (略)

5 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。また、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

1) 入居継続支援加算① 36単位

2) 入居継続支援加算② 32単位

(略)

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、外部との連携により、利用者個々の身体状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、1)については、利用者の急性期病等により当該個別機能訓練計画を見直した場合は除き、3月に1回を単位として、4月につき、2)については4月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注7を算定している場合、注8は算定せず、注9は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

1) 生活機能向上支援加算① 100単位

2) 生活機能向上支援加算② 50単位

7 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算①として、1月につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算①を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容及び進捗の進捗を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算②として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

3・4 (略)

5 イについて、次に掲げるいずれかの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、入居継続支援加算として、1日につき36単位を所定単位数に加算する。ただし、トを算定している場合においては、算定しない。

1) 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第1条各号に掲げる行為を必要とする者の占める割合が利用者の100分の15以上であること。

2) 介護福祉士の数が、常勤換算方法で、利用者の数が6又はその倍数を増すごとに1以上であること。

3) 厚生労働大臣が定める利用者等の数の基準及び看護職員等の員数の基準並びに通所介護費等の算定方法(平成18年厚生省告示第27号)第5号に規定する基準に該当していないこと。

6 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上支援加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注7を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

7 イについて、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)(以下この号において「理学療法士等」という。)を1名以上配置しているもの(利用者の数が100を超える指定特定施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法で利用者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1月につき12単位を所定単位数に加算する。

8 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、利用者に対して指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる1/6分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの施設を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ ADL維持等加算Ⅰ 30単位
- ロ ADL維持等加算Ⅱ 60単位

9～13 (略)

13 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の事業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング及び栄養状態のスクリーニングを行った場合は、口腔・栄養スクリーニング加算として1回につき20単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合にあつては算定しない。

14 イについて、次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき10単位を所定単位数に加算する。

- イ 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- ロ 必要に応じて特定施設サービス計画（特定介護サービス基準第18条第1項に規定する特定施設サービス計画をいう）を見直すなど、指定特定施設入居者生活介護の提供に当たって、イに規定する情報その他の指定特定施設入居者生活介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

ニ (新)

ホ 看取り介護加算

注1 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算として、死亡日前31日以上45日以下については1日につき12単位を、死亡日前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退院した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

注2 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、看取り介護加算として、死亡日前31日以上45日以下については1日につき572単位を、死亡日前4日以上30日以下については1日につき644単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき1,180単位を、死亡日については1日につき1,780単位を死亡日に加算する。ただし、退院した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、看取り介護加算を算定している場合は夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

ウ (新)

(新設)

8～11 (略)

12 イについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定特定施設の事業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報（当該利用者が低栄養状態の場合にあつては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む）を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供した場合は、栄養スクリーニング加算として1回につき5単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者について、当該事業所以外で既に栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

(新設)

ニ (新)

ホ 看取り介護加算

注 イについて、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者について看取り介護を行った場合は、死亡日前4日以上30日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき680単位を、死亡日については1日につき1,280単位を死亡日に加算する。ただし、退院した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。また、この場合において、夜間看護体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

ウ (新)

ト サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ 32単位
- (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

(略)

チ 介護職員処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1)～(3) (略)

(略)

(略)

リ (略)

11 (略)

(令和3年3月15日現在、厚生労働省の公表している数値を1桁未満を四捨五入して記載)

資料1 指定介護支援機関の介護報酬の算定に用いる算定単位数の算定方法(平成27年4月1日現在) ① 介護報酬の算定に用いる算定単位数の算定方法

(算定単位数は四捨五入)

名 称	単 位	名 称	単 位
別表 指定介護支援機関給付費単位数表 居宅介護支援費		別表 指定介護支援機関給付費単位数表 居宅介護支援費	
イ 居宅介護支援費(1月につき)		イ 居宅介護支援費(1月につき)	
(1) 居宅介護支援費Ⅰ		(1) 居宅介護支援費Ⅰ	
① 居宅介護支援費Ⅰ		① 要介護1又は要介護2	1,076単位
② 要介護1又は要介護2	1,076単位	(新設)	
③ 要介護3、要介護4又は要介護5	1,359単位	(新設)	
(2) 居宅介護支援費Ⅱ		② 要介護3、要介護4又は要介護5	1,673単位
① 要介護1又は要介護2	339単位	(新設)	
② 要介護3、要介護4又は要介護5	698単位	(新設)	

ト サービス提供体制強化加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ① サービス提供体制強化加算Ⅰイ 18単位
- ② サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 13単位
- ③ サービス提供体制強化加算Ⅱ 6単位
- ④ サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

チ 介護職員処遇改善加算

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定特定施設が、利用者に対し、指定特定施設入居者生活介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、④⑤及び⑥については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- ①～③ (略)

④ 介護職員処遇改善加算Ⅱ ④により算定した単位数の100分の98に相当する単位数

⑤ 介護職員処遇改善加算Ⅲ ④により算定した単位数の100分の80に相当する単位数

リ (略)

11 (略)

(イ) 住宅介護支援計画		
a 要介護1又は要介護2		323単位
b 要介護3、要介護4又は要介護5		118単位
(ロ) 住宅介護支援計画		
(1) 居宅介護支援計画		
a 要介護1又は要介護2		1,078単位
b 要介護3、要介護4又は要介護5		1,388単位
(2) 居宅介護支援計画		
a 要介護1又は要介護2		532単位
b 要介護3、要介護4又は要介護5		677単位
(3) 居宅介護支援計画		
a 要介護1又は要介護2		313単位
b 要介護3、要介護4又は要介護5		408単位

注1 (1)については、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人口及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第28号、以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文言を引用している指定居宅介護支援事業所（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）は、次のイからハまでにかかわらず、(1)の1を適用する。また、②を算定する場合には、①は算定しない。

イ 住宅介護支援計画 指定居宅介護支援事業所において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第26号に規定する算り労働大数が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。）に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第8号に規定する活動換算法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取換係数」という。）が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

ロ 住宅介護支援計画 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。

ハ 住宅介護支援計画 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。

(新設)

(イ) 住宅介護支援計画		
1 要介護1又は要介護2 (新設)		929単位
2 要介護3、要介護4又は要介護5 (新設)		696単位
(ロ) 住宅介護支援計画		
1 要介護1又は要介護2 (新設)		317単位
2 要介護3、要介護4又は要介護5 (新設)		411単位

注1 注から改正後については、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号、以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行う、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人口及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第28号、以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文言を引用している指定居宅介護支援事業所（法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。

イ 住宅介護支援計画 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該指定居宅介護支援事業所が法第115条の23第3項の規定に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（同項に規定する指定介護予防支援をいう。）の提供を受ける利用者数（基準第13条第26号に規定する算り労働大数が定める基準に該当する地域に住所を有する利用者数を除く。）に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第8号に規定する活動換算法で算定した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取換係数」という。）が40未満である場合又は40以上である場合において、40未満の部分について算定する。

ロ 住宅介護支援計画 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。

ハ 住宅介護支援計画 取扱件数が40以上である場合において、40以上の部分について算定する。

2. ②については、指定通信施設（人工知能関連技術を活用したものを含む。）の活用又は業務職員の配置を1つしている指定住宅介護支援事業者が、利用者に対して指定住宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第11条第1項の規定により、同項に規定する文書を作成している場合について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定することができる。ただし、別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定住宅介護支援事業所は、次のイからハまでにかかわらず、②の1.を適用する。

- イ 住宅介護支援員 取扱件数が4未満である場合又は4以上である場合において、4未満の部分について算定する。
- ロ 住宅介護支援員 取扱件数が4以上である場合において、4以上の整数部分について算定する。
- ハ 住宅介護支援員 取扱件数が4以上である場合において、60以上の部分について算定する。

3-8 (略)

- ロ 初回算定 300単位

注 指定住宅介護支援事業所において、新規に住宅サービス計画（法第8条第3項に規定する住宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、指定住宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

- ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。）以下同じに届け出た指定住宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- イ 特定事業所加算Ⅰ 250単位
- ロ 特定事業所加算Ⅱ 107単位
- ハ 特定事業所加算Ⅲ 300単位
- ニ 特定事業所加算Ⅳ 100単位

- 三 特定事業所医療介護連携加算 125単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長に届け出た指定住宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。

1-10 (略)

退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者が又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入院していた者が退院又は退所（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のヨ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのウの存在・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その退院において退院サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護

(新設)

3-7 (略)

- ロ 初回算定 300単位

注 指定住宅介護支援事業所において、新規に住宅サービス計画（法第8条第3項に規定する住宅サービス計画をいう。）を作成する利用者に対して、指定住宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イの注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、当該加算は、算定しない。

- ハ 特定事業所加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして市町村長（特別区の区長を含む。）以下同じに届け出た指定住宅介護支援事業所は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、特定事業所加算Ⅰから特定事業所加算Ⅲまでのいずれかの加算を算定している場合においては、特定事業所加算Ⅰから特定事業所加算Ⅲまでのその他の加算は算定しない。

- イ 特定事業所加算Ⅰ 500単位
- ロ 特定事業所加算Ⅱ 400単位
- ハ 特定事業所加算Ⅲ 300単位
- ニ 特定事業所加算Ⅳ 133単位

(新設)

二 (略)

退院・退所加算

注 病院若しくは診療所に入院していた者が又は地域密着型介護老人福祉施設若しくは介護保険施設に入院していた者が退院又は退所（指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省令第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護のヨ又は指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第21号）別表指定施設サービス等介護給付費単位数表の介護福祉施設サービスのウの存在・入所相互利用加算を算定する場合を除く。）し、その退院において退院サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって、当該病院、診療所、地域密着型介護

老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、利用サービス計画を作成し、利用サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ・ホ（略）

（別表）

（別表）

上 施設情報提供加算

50単位

注 利用者が病院又は診療所において医師の診察を受けるときに介護支援専門員が同席し、医師等に対して当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に関する必要な情報の提供を行うとともに、医師等から当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合は、利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。

チ・リ（略）

老人福祉施設又は介護保険施設の職員と面談を行い、当該利用者に関する必要な情報の提供を受けた上で、利用サービス計画を作成し、利用サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合（同一の利用者について、当該居宅サービス及び地域密着型サービスの利用開始月に調整を行う場合に限る。）には、別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院又は入所期間中につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定する場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、初回加算を算定する場合は、当該加算は算定しない。

イ・ホ（略）

ハ 小規模多機能型居宅介護事業所運営加算

300単位

注 利用者が指定小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第81号、以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第92条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。）の利用を開始する際に、当該利用者に関する必要な情報を当該指定小規模多機能型居宅介護を提供する指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第93条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、この場合において、利用開始日前5月以内において、当該利用者による当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

ト 石蔵小規模多機能型居宅介護事業所運営加算

300単位

注 利用者が指定普通小規模多機能型居宅介護（指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定石蔵小規模多機能型居宅介護をいう。）の利用を開始する際に、当該利用者に関する必要な情報を当該指定石蔵小規模多機能型居宅介護を提供する指定石蔵小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定普通小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）に提供し、当該指定石蔵小規模多機能型居宅介護事業所における居宅サービス計画の作成等に協力した場合に、所定単位数を加算する。ただし、利用開始日前5月以内において、当該利用者による当該指定普通小規模多機能型居宅介護事業所の利用について本加算を算定している場合は、算定しない。

（新設）

チ・リ（略）

(2) 評価的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費

① 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費①

a 要介護1	747単位
b 要介護2	813単位
c 要介護3	885単位
d 要介護4	950単位
e 要介護5	1,015単位

② 経過的ユニット型小規模介護福祉施設サービス費②

a 要介護1	747単位
b 要介護2	813単位
c 要介護3	885単位
d 要介護4	950単位
e 要介護5	1,015単位

注1～4 (略)

5 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき単位を所定単位数から減算する。

6 生活管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

7～10 (略)

11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、外部との連携により、利用者の身体の状態等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合においては、当該基準に掲げる区分に従い、110については、利用者の急病増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、②については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注13を算定している場合は、①は算定せず、②は1月につき100単位を所定単位数に算定する。

① 生活機能向上連携加算①	100単位
② 生活機能向上連携加算②	200単位

12 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、介護福祉士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)以下この項において「理学療法士等」というものを1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人口、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第9号)第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注15及び注17において同じ。)で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職務の者が共

(2) ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費

① ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費①

a 要介護1	732単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	869単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	998単位

② ユニット型経過的小規模介護福祉施設サービス費②

a 要介護1	732単位
b 要介護2	798単位
c 要介護3	869単位
d 要介護4	934単位
e 要介護5	998単位

注1～4 (略)

(新設)

(新設)

5～8 (略)

9 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して機能訓練を行った場合は、生活機能向上連携加算として、1月につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、注10を算定している場合は、1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(新設)

(新設)

10 専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、介護福祉士、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師(はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語療法士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。)以下この項において「理学療法士等」というものを1名以上配置しているもの(入所者の数が100を超える指定介護老人福祉施設にあっては、専ら機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士等を1名以上配置し、かつ、理学療法士等である従業者を機能訓練指導員として常勤換算方法(指定介護老人福祉施設の人口、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第9号)第2条第3項に規定する常勤換算方法をいう。注12及び注13において同じ。)で入所者の数を100で除した数以上配置しているもの)として都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職務の者が共

同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報を他機能訓練の適切なかつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

- 13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に依り、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるのいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

① ADL維持等加算Ⅱ	30単位
② ADL維持等加算Ⅲ	60単位

- 14 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第42号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、②を算定している場合は、算定しない。

15～18 （略）

- 19 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、18に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

20・21 （略）

ハ （略）

- 二 再入所時栄養支援加算 200単位

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所（以下この作において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が入院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所（以下この作において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注6を算定している場合は、算定しない。

ホ （略）

（前掲）

同して、入所者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合は、個別機能訓練加算として、1日につき12単位を所定単位数に加算する。

（前掲）

- 11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、若年性認知症入所者（介護保険法施行令（平成10年政令第42号）第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった入所者をいう。以下同じ。）に対して指定介護福祉施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、②を算定している場合は、算定しない。

12～15 （略）

- 16 入所者に対して居宅における外泊を認め、指定介護老人福祉施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき560単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は算定せず、15に掲げる単位を算定する場合は算定しない。

17・18 （略）

ハ （略）

- 二 再入所時栄養支援加算 400単位

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設に入所（以下この作において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が入院した後に再度当該指定介護老人福祉施設に入所（以下この作において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際に必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該指定介護老人福祉施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、②を算定していない場合は、算定しない。

ホ （略）

- ハ 栄養マネジメント加算 11単位

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

ハ 栄養マネジメント強化加算

11単位

作 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県庁内に届け出た指定介護老人福祉施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注を算定している場合は、算定しない。

(略)

ト 経口移行加算

28単位

作 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経口により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

チ 経口移行加算

- (1) 経口移行加算Ⅰ 400単位
(2) 経口移行加算Ⅱ 100単位

作 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、病状が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の調整及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

ト 低栄養リスク改善加算

300単位

作 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、既栄養状態にある入所者又は低栄養状態のある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から8月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であつて、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

テ 経口移行加算

28単位

作 1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経口により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

リ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算Ⅰ 400単位
(2) 経口維持加算Ⅱ 100単位

作 1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、病状が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の調整及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

ニ、(略)
(略)

(略)

リ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に属し、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------|-------|
| (1) 口腔衛生管理加算 | 90単位 |
| (2) 口腔衛生管理加算 | 100単位 |

(略)

(略)

(略)

ヌ、ル (略)

コ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上49日以下については1日につき72単位を、死亡日以前49日以上90日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき600単位を、死亡日については1日につき1,200単位を死亡日に加算する。ただし、通所した日の翌日から死亡日まで前日は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算として、死亡日以前31日以上49日以下については1日につき72単位を、死亡日以前49日以上90日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき600単位を、死亡日については1日につき1,500単位を死亡日に加算する。ただし、看取り介護加算を算定している場合は、算定しない。

シ、(略)

3 経口による継続的な食事の摂取を促めるための経口練習計画が作成された日の属する日から起算して6月を超えた場合であっても、飲食機能障害を有し、認知が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して認知防止のための食事の摂取を促めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

タ 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ト 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護老人福祉施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

ロ 歯科衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 歯科衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等にも適切に対応すること。

チ、ツ (略)

カ 看取り介護加算

注1 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、看取り介護加算として、死亡日以前49日以上90日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき600単位を、死亡日については1日につき1,200単位を死亡日に加算する。ただし、通所した日の翌日から死亡日まで前日は、算定しない。

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者について看取り介護を行った場合においては、当該入所者が当該指定介護老人福祉施設内で死亡した場合に限り、看取り介護加算として、死亡日以前49日以上90日以下については1日につき144単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき700単位を、死亡日については1日につき1,500単位を死亡日に加算する。ただし、看取り介護加算を算定している場合は、算定しない。

アータ (略)

レ 福祉マネジメント加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの福祉管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) 福祉マネジメント加算(1) | 3単位 |
| (2) 福祉マネジメント加算(2) | 18単位 |

ロ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|----------------|-------|
| (1) 排せつ支援加算(1) | 10単位 |
| (2) 排せつ支援加算(2) | 15単位 |
| (3) 排せつ支援加算(3) | 20単位 |
| ロ 自立支援促進加算 | 400単位 |

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ホ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) 科学的介護推進体制加算(1) | 40単位 |
| (2) 科学的介護推進体制加算(2) | 60単位 |

ト 安全対策体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

チ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日当り定額制支援加算を算定している場合は、算定しない。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(1) | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(2) | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(3) | 6単位 |

(略)

ヨータ (略)

ゾ 福祉マネジメント加算

10単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設において、継続的に入所者ごとの福祉管理を行った場合は、3月に1回を単位として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

ク 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の転換が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、指定介護老人福祉施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職員が共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づき支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を算定する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ナ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、日当り定額制支援加算を算定している場合は、算定しない。

- | | |
|---------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算(1) | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算(2) | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算(3) | 6単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算(4) | 6単位 |

△ 介護職員処遇改善加算

市 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (前号)
- (前号)

▽ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

セ 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費Ⅰ

(イ) 介護保健施設サービス費Ⅰ

a 要介護1	714単位
b 要介護2	732単位
c 要介護3	821単位
d 要介護4	871単位
e 要介護5	935単位

(ニ) 介護保健施設サービス費Ⅱ

a 要介護1	738単位
b 要介護2	828単位
c 要介護3	890単位
d 要介護4	945単位
e 要介護5	1,003単位

△ 介護職員処遇改善加算

市 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成31年3月31日までの間（平成35年については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間）、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の68に相当する単位数
- (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数
- (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ イからエまでにより算定した単位数の1000分の70に相当する単位数
- (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ Ⅲにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ Ⅲにより算定した単位数の1000分の91に相当する単位数

△ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護老人福祉施設が、入所者に対し、指定介護福祉施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ イからエまでにより算定した単位数の1000分の72に相当する単位数
- (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ イからエまでにより算定した単位数の1000分の73に相当する単位数

シ 介護保健施設サービス

イ 介護保健施設サービス費（1日につき）

(1) 介護保健施設サービス費Ⅰ

(イ) 介護保健施設サービス費Ⅰ

a 要介護1	701単位
b 要介護2	745単位
c 要介護3	808単位
d 要介護4	860単位
e 要介護5	911単位

(ニ) 介護保健施設サービス費Ⅱ

a 要介護1	742単位
b 要介護2	814単位
c 要介護3	878単位
d 要介護4	933単位
e 要介護5	988単位

二、介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	780単位
イ 要介護2	820単位
エ 要介護3	880単位
ロ 要介護4	940単位
ハ 要介護5	1000単位

ホ 介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	800単位
イ 要介護2	840単位
エ 要介護3	900単位
ロ 要介護4	960単位
ハ 要介護5	1020単位

ニ、介護福祉施設サービス費等

一、介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	790単位
イ 要介護2	830単位
エ 要介護3	890単位
ロ 要介護4	950単位
ハ 要介護5	1010単位

二、介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	810単位
イ 要介護2	850単位
エ 要介護3	910単位
ロ 要介護4	970単位
ハ 要介護5	1030単位

三、介護福祉施設サービス費等

一、介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	790単位
イ 要介護2	830単位
エ 要介護3	890単位
ロ 要介護4	950単位
ハ 要介護5	1010単位

二、介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	810単位
イ 要介護2	850単位
エ 要介護3	910単位
ロ 要介護4	970単位
ハ 要介護5	1030単位

二、介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	775単位
イ 要介護2	815単位
エ 要介護3	875単位
ロ 要介護4	935単位
ハ 要介護5	995単位

ホ 介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	800単位
イ 要介護2	840単位
エ 要介護3	900単位
ロ 要介護4	960単位
ハ 要介護5	1020単位

ニ、介護福祉施設サービス費等

一、介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	770単位
イ 要介護2	810単位
エ 要介護3	870単位
ロ 要介護4	930単位
ハ 要介護5	990単位

二、介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	800単位
イ 要介護2	840単位
エ 要介護3	900単位
ロ 要介護4	960単位
ハ 要介護5	1020単位

三、介護福祉施設サービス費等

一、介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	770単位
イ 要介護2	810単位
エ 要介護3	870単位
ロ 要介護4	930単位
ハ 要介護5	990単位

二、介護福祉施設サービス費等

ア 要介護1	800単位
イ 要介護2	840単位
エ 要介護3	900単位
ロ 要介護4	960単位
ハ 要介護5	1020単位

(2) 介護保険施設サービス費(1)

① 介護保険施設サービス費(1)

ア 要介護1	700単位
イ 要介護2	744単位
ウ 要介護3	800単位
エ 要介護4	844単位
オ 要介護5	900単位
一 介護保険施設サービス費(2)	
ア 要介護1	700単位
イ 要介護2	800単位
ウ 要介護3	880単位
エ 要介護4	950単位
オ 要介護5	980単位

(3) ユニート型介護保険施設サービス費(1日につき)

① ユニート型介護保険施設サービス費(1)

① ユニート型介護保険施設サービス費(1)

ア 要介護1	700単位
イ 要介護2	844単位
ウ 要介護3	900単位
エ 要介護4	950単位
オ 要介護5	1000単位

② ユニート型介護保険施設サービス費(2)

ア 要介護1	544単位
イ 要介護2	915単位
ウ 要介護3	980単位
エ 要介護4	1085単位
オ 要介護5	1090単位

③ 特設的ユニート型介護保険施設サービス費(1)

ア 要介護1	700単位
イ 要介護2	844単位
ウ 要介護3	900単位
エ 要介護4	950単位
オ 要介護5	1,000単位

④ 経過的ユニート型介護保険施設サービス費(1)

ア 要介護1	544単位
イ 要介護2	915単位
ウ 要介護3	980単位
エ 要介護4	1,085単位
オ 要介護5	1,090単位

(2) ユニート型介護保険施設サービス費(2)

① ユニート型介護保険施設サービス費(2)

ア 要介護1	504単位
イ 要介護2	587単位

(4) 介護保険施設サービス費(2)

① 介護保険施設サービス費(2)

ア 要介護1	587単位
イ 要介護2	731単位
ウ 要介護3	790単位
エ 要介護4	844単位
オ 要介護5	900単位
一 介護保険施設サービス費(3)	
ア 要介護1	587単位
イ 要介護2	807単位
ウ 要介護3	865単位
エ 要介護4	916単位
オ 要介護5	968単位

(5) ユニート型介護保険施設サービス費(1日につき)

① ユニート型介護保険施設サービス費(1)

① ユニート型介護保険施設サービス費(1)

ア 要介護1	281単位
イ 要介護2	825単位
ウ 要介護3	888単位
エ 要介護4	941単位
オ 要介護5	994単位

② ユニート型介護保険施設サービス費(2)

ア 要介護1	825単位
イ 要介護2	900単位
ウ 要介護3	982単位
エ 要介護4	1,049単位
オ 要介護5	1,074単位

③ ユニート型介護保険施設サービス費(3)

ア 要介護1	281単位
イ 要介護2	926単位
ウ 要介護3	988単位
エ 要介護4	941単位
オ 要介護5	993単位

④ ユニート型介護保険施設サービス費(4)

ア 要介護1	825単位
イ 要介護2	900単位
ウ 要介護3	982単位
エ 要介護4	1,049単位
オ 要介護5	1,074単位

(6) ユニート型介護保険施設サービス費(2)

① ユニート型介護保険施設サービス費(2)

ア 要介護1	504単位
イ 要介護2	577単位

イ 要介護3	1,100単位
ロ 要介護4	1,176単位
ハ 要介護5	1,252単位
(ウ) 特設的ユニット型介護保険施設サービス費	
イ 要介護1	934単位
ロ 要介護2	957単位
ハ 要介護3	1,100単位
ニ 要介護4	1,176単位
ホ 要介護5	1,252単位
(エ) ユニット型介護保険施設サービス費	
イ 要介護1	904単位
ロ 要介護2	989単位
ハ 要介護3	1,071単位
ニ 要介護4	1,147単位
ホ 要介護5	1,223単位
(オ) 経過的ユニット型介護保険施設サービス費	
イ 要介護1	904単位
ロ 要介護2	989単位
ハ 要介護3	1,071単位
ニ 要介護4	1,147単位
ホ 要介護5	1,223単位
(カ) ユニット型介護保険施設サービス費	
イ 要介護1	879単位
ロ 要介護2	925単位
ハ 要介護3	985単位
ニ 要介護4	1,047単位
ホ 要介護5	1,094単位
(キ) 経過的ユニット型介護保険施設サービス費	
イ 要介護1	779単位
ロ 要介護2	925単位
ハ 要介護3	985単位
ニ 要介護4	1,047単位
ホ 要介護5	988単位

注1～3 (略)

4 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、介護管理体制未実施施設として、1日に付する単位を所定単位数から減算する。

5 介護支援について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日に付する単位を所定単位数から減算する。

イ 要介護3	1,054単位
ロ 要介護4	1,130単位
ハ 要介護5	1,213単位
(ウ) ユニット型介護保険施設サービス費	
イ 要介護1	880単位
ロ 要介護2	971単位
ハ 要介護3	1,084単位
ニ 要介護4	1,159単位
ホ 要介護5	1,235単位
(エ) ユニット型介護保険施設サービス費	
ユニット型介護保険施設サービス費	
イ 要介護1	889単位
ロ 要介護2	964単位
ハ 要介護3	1,058単位
ニ 要介護4	1,133単位
ホ 要介護5	1,208単位
(オ) ユニット型介護保険施設サービス費	
イ 要介護1	880単位
ロ 要介護2	964単位
ハ 要介護3	1,058単位
ニ 要介護4	1,133単位
ホ 要介護5	1,208単位
(カ) ユニット型介護保険施設サービス費	
イ 要介護1	854単位
ロ 要介護2	910単位
ハ 要介護3	979単位
ニ 要介護4	923単位
ホ 要介護5	972単位
(キ) ユニット型介護保険施設サービス費	
イ 要介護1	764単位
ロ 要介護2	910単位
ハ 要介護3	979単位
ニ 要介護4	923単位
ホ 要介護5	972単位

注1～3 (略)

(略)

(略)

6～9 (略)

10 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県追加に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、レを算定している場合は、算定しない。

11 (略)

12 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を単位として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注11に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

13・14 (略)

15 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及びロ並びにロ(1)及び(2)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前31日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき800単位を、死亡日については1日につき1,600単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及びロ並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前31日以上45日以下については1日につき80単位を、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき800単位を、死亡日については1日につき1,600単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日まで期間は、算定しない。

16～18 (略)

19 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注7、注8及び注18並びに二から八まで、十から十二まで、ロ、三及びナからニまでは算定しない。

ハ (略)

ニ 入所時栄養支援加算 200単位

17 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注も算定している場合は、算定しない。

ホ (略)

ヘ 退所時栄養支援加算

1) 退所時栄養支援加算

(イ・ロ) (略)

2) 入退所前後加算

2) 入退所前後加算

800単位

100単位

1～7 (略)

8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県追加に届け出た介護老人保健施設において、若年性認知症入所者に対して介護保険施設サービスを行った場合は、若年性認知症入所者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、ツを算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10 入所者であって、退所が見込まれる者をその居宅において試行的に退所させ、介護老人保健施設が居宅サービスを提供する場合は、1月に6日を単位として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず、注9に掲げる単位数を算定する場合は算定しない。

11・12 (略)

13 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する入所者については、ターミナルケア加算として、イ(1)及びロ並びにロ(1)及び(2)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき800単位を、死亡日については1日につき1,600単位を死亡月に所定単位数に加算し、イ(2)及びロ並びにロ(2)及び(3)について、死亡日以前4日以上30日以下については1日につき160単位を、死亡日の前日及び前々日については1日につき800単位を、死亡日については1日につき1,600単位を死亡月に所定単位数に加算する。ただし、退所した日の翌日から死亡日までの間は、算定しない。

14～16 (略)

17 イ(4)又はロ(4)を算定している介護老人保健施設については、注9、注8及び注16並びに二から八まで、十から十二まで、ロ、三及びナからニまでは算定しない。

ハ (略)

ニ 入所時栄養支援加算 400単位

17 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設に入所（以下この注において「一次入所」という。）している者が退所し、当該者が病院又は診療所に入院した場合であって、当該者が退院した後に再度当該介護老人保健施設に入所（以下この注において「二次入所」という。）する際、二次入所において必要となる栄養管理が、一次入所の際必要としていた栄養管理とは大きく異なるため、当該介護老人保健施設の管理栄養士が当該病院又は診療所の管理栄養士と連携し当該者に関する栄養ケア計画を策定した場合に、入所者1人につき1回を限度として所定単位数を加算する。ただし、ナを算定していない場合は、算定しない。

ホ (略)

ヘ 退所時栄養支援加算

1) 退所時栄養支援加算

(イ・ロ) (略)

(新設)

2) 退所前後加算

500単位

(四) (略)

注1・2 (略)

3 (1)のロについては、次に掲げるいずれの条件にも適合する場合に、(1)のロについては、ロに掲げる条件に適合する場合に、入所者1人につき1回を単位として算定する。ただし、(1)のロを算定している場合は、(1)のロは算定しない。

イ 入所予定日前の月以内又は入所後前月以内に、入所者が退所後に利用を希望する指定居宅介護支援事業者と連携し、当該入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用方針を定めること。

ロ 入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行うこと。

4 (略)

(略)

上 栄養マネジメント強化加算

11単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、入所者ごとの継続的な栄養管理を強化して実施した場合、栄養マネジメント強化加算として、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注1を見定している場合は、算定しない。

(略)

ロ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経口により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受

(2) (略)

注1・2 (略)

3 (1)のロについては、入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該入所者の退所に先立って当該入所者が利用を希望する指定居宅介護支援事業者に対して、当該入所者の同意を得て、当該入所者の診療状況を示す文書を添えて当該入所者に係る居宅サービス又は地域密着型サービスに必要な情報を提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後の居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合に、入所者1人につき1回を単位として算定する。

(新設)

(新設)

4 (略)

ト 栄養マネジメント加算

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設における管理栄養士が、継続的に入所者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

チ 低栄養リスク改善加算

400単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための会議を行い、入所者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限り、）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から8月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画に基づき、管理栄養士又は栄養士が行う栄養管理が、当該計画が作成された日から起算して6月を超えた期間に行われた場合であっても、低栄養状態の改善等が可能な入所者であって、医師の指示に基づき継続して栄養管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

リ 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経口により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受

けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は保健職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

リ 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(1) 60単位
(2) 経口維持加算(2) 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、摂食が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護婦、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、イ及びロの注を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(略)

(略)

ヌ 口腔衛生管理加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、歯科衛生士が口腔衛生の管理を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) 口腔衛生管理加算(1) 90単位
(2) 口腔衛生管理加算(2) 110単位

(略)

けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は保健職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

ス 経口維持加算

- (1) 経口維持加算(1) 100単位
(2) 経口維持加算(2) 100単位

注1 (1)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、摂食が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護婦、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入所者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、摂食が認められる入所者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して摂食促進のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

セ 口腔衛生管理体制加算 30単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護施設に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

ソ 口腔衛生管理加算 90単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

(施設)

(看護)

イ 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行うこと。

（略）

（略）

ル・エ （略）

ワ かかりつけ医連携基調調整加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の通所時に所定単位数を加算する。

(1) かかりつけ医連携基調調整加算	100単位
(2) かかりつけ医連携基調調整加算	240単位
(3) かかりつけ医連携基調調整加算	100単位

（略）

（略）

（略）

カ （略）

コ 所定疾患施設療養費（1日につき）

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合（肺炎の者又は尿路感染症の者に対しては診療に当たり検査を行った場合に限る。）は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1)・(2) （略）

2 所定疾患施設療養費(1)は同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定し、所定疾患施設療養費(2)は同一の入所者について1月に1回、連続する10日を限度として算定する。

3 （略）

ケー （略）

ネ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算

33単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、リハビリテーションを行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

(1) 入所者ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出していること。

ロ 薬剤衛生士が、イにおける入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行うこと。

ハ 薬剤衛生士が、イにおける入所者の口腔に関する介護職員からの相談等に必要に応じ対応すること。

フ・セ （略）

ヨ かかりつけ医連携基調調整加算

135単位

注 次に掲げるいずれの基準にも適合する入所者に対し、介護保健施設サービスを行い、かつ、当該入所者に処方する内服薬の減少について、退所時又は退所後1月以内に当該入所者の主治の医師に報告し、その内容を診療録に記載した場合は、当該入所者1人につき1回を限度として、当該入所者の退所時に所定単位数を加算する。

（新設）

（新設）

（新設）

イ も移転以上の内服薬が処方されており、当該処方の内容を介護老人保健施設の医師と当該入所者の主治の医師が共同し、総合的に評価及び調整し、当該入所者に処方する内服薬を減少させることについて当該介護老人保健施設の医師と当該主治の医師が合意している者

ロ 当該合意された内容に基づき、介護老人保健施設の医師が、当該入所者に処方する内服薬について、入所時に処方されていた内服薬の種類に比べ1種類以上減少させた者

ハ 退所時において処方されている内服薬の種類が、入所時に比べ1種類以上減少している者

タ （略）

テ 所定疾患施設療養費（1日につき）

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護老人保健施設において、別に厚生労働大臣が定める入所者に対し、投薬、検査、注射、処置等を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる所定単位数を算定する。ただし、次に掲げるいずれかの施設療養費を算定している場合においては、次に掲げるその他の施設療養費は算定しない。

(1)・(2) （略）

2 同一の入所者について1月に1回、連続する7日を限度として算定する。

3 （略）

ソーナ （略）

（新設）

(2) 必要に応じてリハビリテーション実施計画の内容を見直す等。リハビリテーションの実施に当たって、当該情報その他のリハビリテーションの進捗かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

ナ 障害マネジメント加算

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの障害管理をした場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------|------|
| (1) 障害マネジメント加算Ⅰ | 3単位 |
| (2) 障害マネジメント加算Ⅱ | 13単位 |

フ 排せつ支援加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの排せつに係る支援を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------|------|
| (1) 排せつ支援加算Ⅰ | 10単位 |
| (2) 排せつ支援加算Ⅱ | 15単位 |
| (3) 排せつ支援加算Ⅲ | 20単位 |

ム 自立支援促進加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する。

ウ 科学的介護推進体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保険施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|------------------|------|
| (1) 科学的介護推進体制加算Ⅰ | 40単位 |
| (2) 科学的介護推進体制加算Ⅱ | 60単位 |

エ 安全対策体制加算

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保険施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入所初日に限り所定単位数を加算する。

コ 看護マネジメント加算

10単位

注 イ(1)、ロ(1)について、別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設において、継続的に入所者ごとの看護管理をした場合は、3月に4回を限度として、所定単位数を加算する。

(新設)

(新設)

カ 排せつ支援加算

100単位

注 排せつに介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより、要介護状態の軽減が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した場合に対して、介護老人保健施設の医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の共同して、当該入所者が排せつに介護を要する原因を分析し、それに基づいた支援計画を作成し、当該支援計画に基づく支援を継続して実施した場合は、支援を開始した日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、同一入所期間中に排せつ支援加算を算定している場合は、算定しない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

ノ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰ | 22単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 18単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |

オ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改訂等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和3年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ | イからロまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数 |
| (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ | イからロまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数 |
| (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ | イからロまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数 |
- (別表)
(別表)

ク 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改訂等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ | イからロまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数 |
| (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ | イからロまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数 |

リ 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

イ 療養型介護療養施設サービス費Ⅰ

ロ 療養型介護療養施設サービス費Ⅱ

- | | |
|--------|---------|
| Ⅰ 要介護1 | 693単位 |
| Ⅱ 要介護2 | 685単位 |
| Ⅲ 要介護3 | 889単位 |
| Ⅳ 要介護4 | 974単位 |
| Ⅴ 要介護5 | 1,032単位 |

ウ サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|------|
| (1) サービス提供体制強化加算Ⅰイ | 18単位 |
| (2) サービス提供体制強化加算Ⅰロ | 12単位 |
| (3) サービス提供体制強化加算Ⅱ | 6単位 |
| (4) サービス提供体制強化加算Ⅲ | 6単位 |

エ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改訂等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、当該施設については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|-----------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員処遇改善加算Ⅰ | イからロまでにより算定した単位数の1000分の39に相当する単位数 |
| (2) 介護職員処遇改善加算Ⅱ | イからロまでにより算定した単位数の1000分の29に相当する単位数 |
| (3) 介護職員処遇改善加算Ⅲ | イからロまでにより算定した単位数の1000分の16に相当する単位数 |
| (4) 介護職員処遇改善加算Ⅳ | イにより算定した単位数の1000分の190に相当する単位数 |
| (5) 介護職員処遇改善加算Ⅴ | イにより算定した単位数の1000分の180に相当する単位数 |

エ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改訂等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た介護老人保健施設が、入所者に対し、介護保健施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- | | |
|--------------------|-----------------------------------|
| (1) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ | イからロまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数 |
| (2) 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ | イからロまでにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数 |

リ 介護療養施設サービス

イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)

イ 療養型介護療養施設サービス費Ⅰ

ロ 療養型介護療養施設サービス費Ⅱ

- | | |
|--------|---------|
| Ⅰ 要介護1 | 645単位 |
| Ⅱ 要介護2 | 745単位 |
| Ⅲ 要介護3 | 978単位 |
| Ⅳ 要介護4 | 1,068単位 |
| Ⅴ 要介護5 | 1,151単位 |

1. 総合型地域資源施設センター設置

Ⅰ 整備費1	618単位
Ⅱ 整備費2	716単位
Ⅲ 整備費3	613単位
Ⅳ 整備費4	1,117単位
Ⅴ 整備費5	1,084単位

2. 総合型地域資源施設センター整備

Ⅰ 整備費1	806単位
Ⅱ 整備費2	703単位
Ⅲ 整備費3	514単位
Ⅳ 整備費4	1,001単位
Ⅴ 整備費5	1,072単位

3. 総合型地域資源施設センター整備

Ⅰ 整備費1	804単位
Ⅱ 整備費2	761単位
Ⅲ 整備費3	912単位
Ⅳ 整備費4	1,079単位
Ⅴ 整備費5	1,346単位

4. 総合型地域資源施設センター整備

Ⅰ 整備費1	1,177単位
Ⅱ 整備費2	815単位
Ⅲ 整備費3	1,076単位
Ⅳ 整備費4	1,117単位
Ⅴ 整備費5	1,188単位

5. 総合型地域資源施設センター整備

Ⅰ 整備費1	766単位
Ⅱ 整備費2	803単位
Ⅲ 整備費3	1,010単位
Ⅳ 整備費4	1,084単位
Ⅴ 整備費5	1,180単位

6. 総合型地域資源施設センター整備

7. 総合型地域資源施設センター設置

Ⅰ 整備費1	542単位
Ⅱ 整備費2	628単位
Ⅲ 整備費3	774単位
Ⅳ 整備費4	907単位
Ⅴ 整備費5	943単位

8. 総合型地域資源施設センター設置

Ⅰ 整備費1	631単位
Ⅱ 整備費2	632単位
Ⅲ 整備費3	783単位
Ⅳ 整備費4	924単位
Ⅴ 整備費5	1,065単位

9. 総合型地域資源施設センター設置

Ⅰ 整備費1	473単位
Ⅱ 整備費2	522単位
Ⅲ 整備費3	1,018単位
Ⅳ 整備費4	1,115単位
Ⅴ 整備費5	1,071単位

10. 総合型地域資源施設センター設置

Ⅰ 整備費1	883単位
Ⅱ 整備費2	787単位
Ⅲ 整備費3	1,181単位
Ⅳ 整備費4	1,088単位
Ⅴ 整備費5	1,187単位

11. 総合型地域資源施設センター設置

Ⅰ 整備費1	788単位
Ⅱ 整備費2	803単位
Ⅲ 整備費3	1,077単位
Ⅳ 整備費4	1,178単位
Ⅴ 整備費5	1,268単位

12. 総合型地域資源施設センター設置

Ⅰ 整備費1	984単位
Ⅱ 整備費2	891単位
Ⅲ 整備費3	1,128単位
Ⅳ 整備費4	1,025単位
Ⅴ 整備費5	1,215単位

13. 総合型地域資源施設センター設置

Ⅰ 整備費1	770単位
Ⅱ 整備費2	878単位
Ⅲ 整備費3	1,084単位
Ⅳ 整備費4	1,085単位
Ⅴ 整備費5	1,283単位

14. 総合型地域資源施設センター設置

15. 総合型地域資源施設センター設置

Ⅰ 整備費1	594単位
Ⅱ 整備費2	698単位
Ⅲ 整備費3	848単位
Ⅳ 整備費4	938単位
Ⅴ 整備費5	1,028単位

16. 総合型地域資源施設センター設置

Ⅰ 整備費1	865単位
Ⅱ 整備費2	711単位
Ⅲ 整備費3	897単位
Ⅳ 整備費4	1,018単位
Ⅴ 整備費5	1,094単位

イ 標準型介護福祉施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	754単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	731単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	709単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,001単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,037単位

ロ 施設型介護介護施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	654単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	741単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	701単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,026単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,062単位

ニ 施設型介護介護施設サービス要綱

イ 標準型介護福祉施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	522単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	619単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	748単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	884単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	949単位

ロ 標準型介護福祉施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	619単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	714単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	846単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	980単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,015単位

ヒ 標準型介護型介護福祉施設サービス要綱（1日12時間）

イ 施設型介護型介護福祉施設サービス要綱

ロ 施設型介護型介護福祉施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	671単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	801単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	855単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	903単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,051単位

ロ 施設型介護型介護福祉施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	895単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	700単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	989単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	991単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,028単位

イ 標準型介護福祉施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	695単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	704単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	931単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,003単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,126単位

ロ 施設型介護介護施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	719単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	819単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	973単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,126単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,161単位

ニ 施設型介護介護施設サービス要綱

イ 標準型介護福祉施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	507単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	674単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	818単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	908単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,007単位

ロ 標準型介護福祉施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	671単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	765単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	874単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,074単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,113単位

ヒ 標準型介護型介護福祉施設サービス要綱（1日12時間）

イ 施設型介護型介護福祉施設サービス要綱

ロ 施設型介護型介護福祉施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	654単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	708単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	902単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	994単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,076単位

ロ 施設型介護型介護福祉施設サービス要綱

Ⅰ 要介護Ⅰ	750単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	961単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	1,006単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	1,025単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	1,162単位

④ 児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅰ 児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅰ 児童福祉計画	401単位
ⅱ 児童福祉計画	693単位
ⅲ 児童福祉計画	790単位
ⅳ 児童福祉計画	850単位
ⅴ 児童福祉計画	945単位

ⅱ 児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅱ 児童福祉計画	693単位
ⅲ 児童福祉計画	790単位
ⅳ 児童福祉計画	850単位
ⅴ 児童福祉計画	945単位
ⅵ 児童福祉計画	1,042単位

⑤ ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅰ ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅰ 児童福祉計画	708単位
ⅱ 児童福祉計画	801単位
ⅲ 児童福祉計画	1,002単位
ⅳ 児童福祉計画	1,080単位
ⅴ 児童福祉計画	1,260単位

ⅱ ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅱ 児童福祉計画	708単位
ⅲ 児童福祉計画	801単位
ⅳ 児童福祉計画	1,002単位
ⅴ 児童福祉計画	1,080単位
ⅵ 児童福祉計画	1,260単位

⑥ ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅱ 児童福祉計画	728単位
ⅲ 児童福祉計画	819単位
ⅳ 児童福祉計画	1,020単位
ⅴ 児童福祉計画	1,117単位
ⅵ 児童福祉計画	1,267単位

⑦ 計画用ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅱ 児童福祉計画	708単位
ⅲ 児童福祉計画	801単位
ⅳ 児童福祉計画	1,002単位
ⅴ 児童福祉計画	1,080単位
ⅵ 児童福祉計画	1,260単位

⑧ 計画用ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅱ 児童福祉計画	708単位
ⅲ 児童福祉計画	801単位

④ 児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅰ 児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅰ 児童福祉計画	633単位
ⅱ 児童福祉計画	723単位
ⅲ 児童福祉計画	802単位
ⅳ 児童福祉計画	850単位
ⅴ 児童福祉計画	1,040単位

ⅱ 児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅱ 児童福祉計画	633単位
ⅲ 児童福祉計画	723単位
ⅳ 児童福祉計画	802単位
ⅴ 児童福祉計画	850単位
ⅵ 児童福祉計画	1,040単位

⑤ ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅰ ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅰ 児童福祉計画	721単位
ⅱ 児童福祉計画	815単位
ⅲ 児童福祉計画	1,016単位
ⅳ 児童福祉計画	1,085単位
ⅴ 児童福祉計画	1,260単位

ⅱ ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅱ 児童福祉計画	721単位
ⅲ 児童福祉計画	815単位
ⅳ 児童福祉計画	1,016単位
ⅴ 児童福祉計画	1,085単位
ⅵ 児童福祉計画	1,260単位

⑥ ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅱ 児童福祉計画	700単位
ⅲ 児童福祉計画	800単位
ⅳ 児童福祉計画	1,000単位
ⅴ 児童福祉計画	1,100単位
ⅵ 児童福祉計画	1,200単位

⑦ ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅱ 児童福祉計画	771単位
ⅲ 児童福祉計画	875単位
ⅳ 児童福祉計画	1,099単位
ⅴ 児童福祉計画	1,199単位
ⅵ 児童福祉計画	1,280単位

⑧ ユニース型児童福祉計画を再編整備計画と一体化

ⅱ 児童福祉計画	700単位
ⅲ 児童福祉計画	800単位

イ 費介額3	1,342単位
ロ 費介額4	1,352単位
ハ 費介額5	1,373単位
ウ ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
ア 費介額1	724単位
イ 費介額2	819単位
ロ 費介額3	1,028単位
ハ 費介額4	1,177単位
ニ 費介額5	1,197単位
4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
イ ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
ア 費介額1	706単位
イ 費介額2	801単位
ロ 費介額3	924単位
ハ 費介額4	1,000単位
ニ 費介額5	1,079単位
ロ 経過型ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
ア 費介額1	706単位
イ 費介額2	801単位
ロ 費介額3	924単位
ハ 費介額4	1,000単位
ニ 費介額5	1,079単位
注1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、90から99まで、94、98、100及び107は算定しない。	
3～6 (略)	
7 令和6年4月1日までの介護保険等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から当年3月までの半期ごとに介護府県知事届け出していない場合は、移行計画未提出満期として、当該半期経過後8月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
8 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施減算として、1日につき5単位を所定単位数から減算する。	
9 安全管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。	
10 (略)	
11 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして介護府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった人患者をいう。以下同じ。)に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、10を算定している場合は、算定しない。	

イ 費介額3	1,343単位
ロ 費介額4	1,342単位
ハ 費介額5	1,352単位
ウ ユニット型療養型介護療養施設サービス費	
ア 費介額1	700単位
イ 費介額2	806単位
ロ 費介額3	1,138単位
ハ 費介額4	1,235単位
ニ 費介額5	1,314単位
4) ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	
イ ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
ア 費介額1	771単位
イ 費介額2	875単位
ロ 費介額3	1,012単位
ハ 費介額4	1,097単位
ニ 費介額5	1,183単位
ロ ユニット型療養型経過型介護療養施設サービス費	
ア 費介額1	771単位
イ 費介額2	875単位
ロ 費介額3	1,012単位
ハ 費介額4	1,097単位
ニ 費介額5	1,183単位
注1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、90から99まで、94、98及び100は算定しない。	
3～6 (略)	
(省略)	
(省略)	
(省略)	
7 (略)	
8 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして介護府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、若年性認知症患者(介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者となった人患者をいう。以下同じ。)に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、10を算定している場合は、算定しない。	

12 (略)

13 (2)及び(4)について、入院患者であって、期間が見込まれる者をその居室において試行的に収容させ、指定介護療養型医療施設が居室サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的収容に係る初日及び最終日は算定せず、13に指げる単位を算定する場合は算定しない。

14～16 (略)

15・16 (略)

(前同)

(7) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、1月から4月までの限り、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

3 (略)

18 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び看護師又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、1月から3月までの在りを算定している場合は算定しない。

2 (略)

19 経口維持加算

(イ) 経口維持加算(1)

400単位

(ロ) 経口維持加算(2)

100単位

注1 (イ)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、医師が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の調整及び会議を行い、入院患者ごとに、経口による継続的

9 (略)

10 (2)及び(4)について、入院患者であつて、入院が見込まれる者をその居室において試行的に収容させ、指定介護療養型医療施設が居室サービスを提供する場合に1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的収容に係る初日及び最終日は算定せず、13に指げる単位を算定する場合は算定しない。

11～13 (略)

15・16 (略)

(7) 栄養マネジメント加算

14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(8) 低栄養リスク改善加算

300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあつては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。)が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

19 経口移行加算

28単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び看護師又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

19 経口維持加算

(イ) 経口維持加算(1)

400単位

(ロ) 経口維持加算(2)

100単位

注1 (イ)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、医師が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の調整及び会議を行い、入院患者ごとに、経口による継続的

な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、山から河までの住み又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略) (前項)

(別項)

⑩ 11 医療介護管理加算 80単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

⑪ 安老対象体制加算 20単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合、安老対象体制加算として、入院初月に限り所定単位数を加算する。

⑫ サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算Ⅰ 32単位
 - 二 サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
 - 三 サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (前項)

⑬ 介護職員処遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月

な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

⑭ 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、施設機能評価を有し、設備が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して認知防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

⑮ 11 医療介護管理加算 80単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

⑯ 11 医療介護管理加算 80単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、11 医療介護管理加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

⑰～⑲ (略)
(前項)

⑳ サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
- 二 サービス提供体制強化加算Ⅱ 12単位
- 三 サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- 四 サービス提供体制強化加算Ⅳ 8単位

㉑ 介護職員処遇改善加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月

31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の100分の28に相当する単位数
- 一 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の100分の19に相当する単位数
- 一 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(3)までにより算定した単位数の100分の10に相当する単位数
- (例る)
- (例る)

四 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の100分の18に相当する単位数
- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の100分の11に相当する単位数

II 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)

イ 診療所型介護療養施設サービス費Ⅰ

ア 要介護1	576単位
イ 要介護2	620単位
ウ 要介護3	664単位
エ 要介護4	707単位
オ 要介護5	752単位

ロ 診療所型介護療養施設サービス費Ⅱ

ア 要介護1	601単位
イ 要介護2	647単位
ウ 要介護3	692単位
エ 要介護4	738単位
オ 要介護5	785単位

ハ 診療所型介護療養施設サービス費Ⅲ

ア 要介護1	593単位
イ 要介護2	638単位
ウ 要介護3	683単位
エ 要介護4	728単位
オ 要介護5	774単位

31日までの間 (6月及び7月については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間)、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合には、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の100分の28に相当する単位数
- 一 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の100分の19に相当する単位数
- 一 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(3)までにより算定した単位数の100分の10に相当する単位数
- 一 介護職員処遇改善加算Ⅳ (3)により算定した単位数の100分の30に相当する単位数
- 一 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の100分の30に相当する単位数

四 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の100分の18に相当する単位数
- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の100分の11に相当する単位数

II 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス

(1) 診療所型介護療養施設サービス費 (1日につき)

イ 診療所型介護療養施設サービス費Ⅰ

ア 要介護1	627単位
イ 要介護2	678単位
ウ 要介護3	724単位
エ 要介護4	772単位
オ 要介護5	822単位

ロ 診療所型介護療養施設サービス費Ⅱ

ア 要介護1	654単位
イ 要介護2	705単位
ウ 要介護3	756単位
エ 要介護4	807単位
オ 要介護5	858単位

ハ 診療所型介護療養施設サービス費Ⅲ

ア 要介護1	646単位
イ 要介護2	697単位
ウ 要介護3	748単位
エ 要介護4	799単位
オ 要介護5	850単位

① 診療所型介護療養施設サービス費①

Ⅰ 要介護Ⅰ	470単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	714単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	789単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	892単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	846単位

② 診療所型介護療養施設サービス費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	690単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	744単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	790単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	834単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	794単位

③ 診療所型介護療養施設サービス費③

Ⅰ 要介護Ⅰ	689単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	739単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	784単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	835単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	794単位

④ 診療所型介護療養施設サービス費④

⑤ 診療所型介護療養施設サービス費⑤

Ⅰ 要介護Ⅰ	594単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	546単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	595単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	626単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	595単位

⑥ 診療所型介護療養施設サービス費⑥

Ⅰ 要介護Ⅰ	602単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	641単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	651単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	720単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	760単位

⑦ コニート型診療所型介護療養施設サービス費（1日に3回）

⑧ コニート型診療所型介護療養施設サービス費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	689単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	734単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	778単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	824単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	835単位

⑨ コニート型診療所型介護療養施設サービス費③

Ⅰ 要介護Ⅰ	714単位
--------	-------

⑩ 診療所型介護療養施設サービス費④

Ⅰ 要介護Ⅰ	731単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	780単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	830単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	897単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	926単位

⑪ 診療所型介護療養施設サービス費⑤

Ⅰ 要介護Ⅰ	708単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	813単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	865単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	916単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	988単位

⑫ 診療所型介護療養施設サービス費⑥

Ⅰ 要介護Ⅰ	853単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	903単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	953単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	988単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	954単位

⑬ 診療所型介護療養施設サービス費⑦

⑭ 診療所型介護療養施設サービス費⑧

Ⅰ 要介護Ⅰ	549単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	593単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	637単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	682単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	725単位

⑮ 診療所型介護療養施設サービス費⑨

Ⅰ 要介護Ⅰ	634単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	679単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	748単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	817単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	851単位

⑯ コニート型診療所型介護療養施設サービス費（1日に2回）

⑰ コニート型診療所型介護療養施設サービス費②

Ⅰ 要介護Ⅰ	734単位
Ⅱ 要介護Ⅱ	802単位
Ⅲ 要介護Ⅲ	840単位
Ⅳ 要介護Ⅳ	883単位
Ⅴ 要介護Ⅴ	947単位

⑱ コニート型診療所型介護療養施設サービス費③

Ⅰ 要介護Ⅰ	780単位
--------	-------

イ 要介職 2	761単位
ロ 要介職 3	807単位
ハ 要介職 4	832単位
ニ 要介職 5	880単位
三 ユニット型施設所型介護職員施設サービス費Ⅱ	
イ 要介職 1	705単位
ロ 要介職 2	731単位
ハ 要介職 3	792単位
ニ 要介職 4	841単位
ホ 要介職 5	887単位
四 付随的ユニット型施設所型介護職員施設サービス費Ⅲ	
イ 要介職 1	689単位
ロ 要介職 2	734単位
ハ 要介職 3	778単位
ニ 要介職 4	821単位
ホ 要介職 5	865単位
五 経過的ユニット型施設所型介護職員施設サービス費Ⅲ	
イ 要介職 1	714単位
ロ 要介職 2	761単位
ハ 要介職 3	807単位
ニ 要介職 4	832単位
ホ 要介職 5	880単位
六 経過的ユニット型施設所型介護職員施設サービス費Ⅲ	
イ 要介職 1	705単位
ロ 要介職 2	751単位
ハ 要介職 3	797単位
ニ 要介職 4	841単位
ホ 要介職 5	887単位
注1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護保険施設等施設等については、44から90まで、95、95.54及び96は算定しない。	
3-6 (略)	
6 令和6年1月1日までの介護職員等への移行等に関する計画を、1月から9月まで及び10月から翌年8月までの半期ごとに都道府県知事に届け出ていない場合は、移行計画未提出減算として、当該半期経過6月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。	
7 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、運営管理体制等減算として、1日につき5単位数を所定単位数から減算する。	
8 保通費率について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位数を所定単位数から減算する。	

イ 要介職 2	832単位
ロ 要介職 3	882単位
ハ 要介職 4	933単位
ニ 要介職 5	981単位
三 ユニット型施設所型介護職員施設サービス費Ⅱ	
イ 要介職 1	770単位
ロ 要介職 2	821単位
ハ 要介職 3	871単位
ニ 要介職 4	920単位
ホ 要介職 5	971単位
四 ユニット型施設所型介護職員施設サービス費Ⅲ	
イ 要介職 1	758単位
ロ 要介職 2	808単位
ハ 要介職 3	850単位
ニ 要介職 4	898単位
ホ 要介職 5	947単位
五 ユニット型施設所型介護職員施設サービス費Ⅲ	
イ 要介職 1	780単位
ロ 要介職 2	832単位
ハ 要介職 3	882単位
ニ 要介職 4	932単位
ホ 要介職 5	981単位
六 ユニット型施設所型介護職員施設サービス費Ⅲ	
イ 要介職 1	770単位
ロ 要介職 2	821単位
ハ 要介職 3	871単位
ニ 要介職 4	920単位
ホ 要介職 5	971単位
注1 (略)	
2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、100分の95に相当する単位を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護保険施設等施設等については、(4)、10から90まで、95、95.54及び96は算定しない。	
3-6 (略)	
(第22)	
(第2)	
(第2)	

9. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、最年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、最年性認知症患者受入加算として、1月につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、②を算定している場合は、算定しない。

10～13 (略)

(3)・(4) (略)

(附)

(5) 低リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、供養委託施設にある入院患者又は低リスク状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低リスク状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限り)、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注1を、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(6) 経口移行加算 200単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経口により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は言語聴覚士による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注1を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口維持加算

- (イ) 経口移行加算(1) 400単位
- (ロ) 経口維持加算(ロ) 100単位

注1 (イ)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、診療が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的

4. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設において、最年性認知症患者に対して指定介護療養施設サービスを行った場合は、最年性認知症患者受入加算として、1月につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、②を算定している場合は、算定しない。

7～10 (略)

(3)・(4) (略)

(5) 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1月につき所定単位数を加算する。

(6) 低リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、供養委託施設にある入院患者又は低リスク状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低リスク状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限り)、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

(7) 経口移行加算 200単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経口により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は言語聴覚士による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

(8) 経口維持加算

- (イ) 経口移行加算(1) 400単位
- (ロ) 経口維持加算(ロ) 100単位

注1 (イ)については、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、診療が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的

な食事の摂取を進めるための経口経腸計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合には、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、(1)及び(2)の注又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)
(別表)

(別表)

18 口腔衛生管理加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれかの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

19 安全対策体制加算 20単位
注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養型施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院月日に限り所定単位数を加算する。

20 サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養型施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 1 サービス提供体制強化加算Ⅰ 20単位
 - 2 サービス提供体制強化加算Ⅱ 10単位
 - 3 サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- (別表)

な食事の摂取を進めるための経口経腸計画を作成している場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示（歯科医師が指示を行う場合には、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。）を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1月につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

3 (略)
3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、飲食機能障害を有し、20歳が認められる入院患者であって、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して嚥下防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

40 口腔衛生管理加算 30単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合に、1月につき所定単位数を加算する。

41 口腔衛生管理加算 90単位
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれかの基準にも該当する場合に、1月につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

42 安全対策体制加算 (略)
(施設)

43 サービス提供体制強化加算
注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養型施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 1 サービス提供体制強化加算Ⅰ 10単位
- 2 サービス提供体制強化加算Ⅱ 10単位
- 3 サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- 4 サービス提供体制強化加算Ⅳ 6単位

④ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和4年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(4)までにより算定した単位数の(1000分の)26に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(4)までにより算定した単位数の(1000分の)19に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(4)までにより算定した単位数の(1000分の)10に相当する単位数
- (四) (五)
- (六) (七)

⑤ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(4)までにより算定した単位数の(1000分の)15に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(4)までにより算定した単位数の(1000分の)11に相当する単位数

ハ 老人介護施設併設療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)

イ 認知症療養型介護療養施設サービス費Ⅰ

ロ 認知症療養型介護療養施設サービス費Ⅱ

イ 要介護1	995単位
ロ 要介護2	1,030単位
ロ 要介護3	1,114単位
イ 要介護4	1,179単位
ロ 要介護5	1,244単位

ハ 認知症療養型介護療養施設サービス費Ⅲ

イ 要介護1	1,091単位
ロ 要介護2	1,157単位
ロ 要介護3	1,221単位
イ 要介護4	1,285単位
ロ 要介護5	1,350単位

④ 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(6)及び(7)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(4)までにより算定した単位数の(1000分の)26に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(4)までにより算定した単位数の(1000分の)19に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(4)までにより算定した単位数の(1000分の)10に相当する単位数
- 四 介護職員処遇改善加算Ⅳ (2)により算定した単位数の(1000分の)90に相当する単位数
- 五 介護職員処遇改善加算Ⅴ (2)により算定した単位数の(1000分の)80に相当する単位数

⑤ 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(4)までにより算定した単位数の(1000分の)15に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(4)までにより算定した単位数の(1000分の)11に相当する単位数

ハ 老人介護施設併設療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

(1) 認知症療養型介護療養施設サービス費 (1日につき)

イ 認知症療養型介護療養施設サービス費Ⅰ

ロ 認知症療養型介護療養施設サービス費Ⅱ

イ 要介護1	972単位
ロ 要介護2	1,037単位
ロ 要介護3	1,101単位
イ 要介護4	1,166単位
ロ 要介護5	1,230単位

ハ 認知症療養型介護療養施設サービス費Ⅲ

イ 要介護1	1,078単位
ロ 要介護2	1,144単位
ロ 要介護3	1,207単位
イ 要介護4	1,273単位
ロ 要介護5	1,338単位

“...經前症物因邪氣而動也...”

終止理由は、同法第10条第1項第1号に規定する「その事業の継続が著しく困難であると認められる場合」に該当するものと認められる。

1	委员会	1,000 座位
2	委员会	1,000 座位
3	委员会	1,000 座位
4	委员会	1,000 座位
5	委员会	1,000 座位

1. 设计单位应提供详细的设计方案，包括材料选择、施工工艺、安全措施等。

ii. 梁什羅2	1103學分
iii. 梁什羅3	1152學分
iv. 梁什羅4	1241學分
v. 梁什羅5	1293學分

(7) 第9時事は、計費標準地設計サービス費

① 以 2000 年 1 月 1 日以前为限。

6	要分體B	0.95單位
7	要分體C	1.05單位
8	要分體D	1.00單位
9	要分體E	1.05單位

1. 總和正負應變率及協變率計算——(1) 應變率

8	要分題B	1,071単位
9	要分題A	1,144単位
10	要分題C	1,007単位
11	要分題D	1,071単位

（四）第 10 条规定：“凡有违反本条例规定者，由有关机关依法处理。”

7) 株式会社世界貿易振興機構サービスセンター
東京都千代田区千代田1-1-1
電話 03-3581-1111

1. 零件数	301 零件
2. 零件数	551 零件
3. 零件数	1010 零件
4. 零件数	1000 零件
5. 零件数	1046 零件

① 映画は断然型男を好んで撮る。走地やリー・ヒョウ州

1. 数学语言	100分
2. 数学符号	100分
3. 数学概念	100分
4. 数学推理	100分
5. 数学证明	100分

(四) 2014年12月31日，公司净资产为1,000,000,000.00元，归属于母公司的净资产为1,000,000,000.00元。

● 請向佐治亞理工學院索取簡章及申請表。

1. 卷分題 1	第 1 學段
2. 卷分題 2	第 2 學段
3. 卷分題 3	第 3 學段
4. 卷分題 4	第 4 學段
5. 卷分題 5	第 5 學段

一 經知症候圖與子應驗醫驗統纂一七三卷

1. 德和臨江軍節度使兼江蘇揚州一州刺史

1	總介壽	917座位
16	豐年壽堂	926座位
17	豐年壽堂	1,031座位
18	豐年壽堂	1,120座位
19	豐年壽堂	1,167座位

20. 總領事官德田亦應請與華商一已。森田

1. 梁介壽 1	10/24/86
2. 梁介壽 2	10/24/86
3. 梁介壽 3	10/24/86
4. 梁介壽 4	10/24/86
5. 梁介壽 5	10/24/86

7. 認知症疾患型介護職員研修センターに入居する

3. 新聞記者の取材活動の自由とプライバシー

1. 簡介第 1	1:50 頁
2. 簡介第 2	1:55 頁
3. 簡介第 3	1:57 頁
4. 簡介第 4	1:58 頁
5. 簡介第 5	1:59 頁

1. 福州地区主要农作物病虫害防治技术规程

1. 简介第1	2.00万字
10. 简介第2	1.05万字
10. 简介第3	1.28万字
10. 简介第4	1.00万字
10. 简介第5	0.87万字

④ 認知症の患者は、認知症の診断が確定した時点で、認知症の診断を受けた医師から、認知症の診断を受けた旨の通知を受ける。

(1) 使中国在世界舞台上具有更强地位。(2) 使中国在国际事务中发挥更大作用。

1. 设计图 1	57.1 元/份
2. 设计图 2	57.1 元/份
3. 设计图 3	57.1 元/份
4. 设计图 4	57.1 元/份
5. 设计图 5	57.1 元/份

○ 認知症療養型介護施設施設長等に対する研修

1. 雙青湖 1	0003 米
10. 雙青湖 2	0145 米
16. 雙青湖 3	0108 米
19. 雙青湖 4	0174 米
20. 雙青湖 5	0207 米

19. 該通知應包含下列事項及相關說明(如適用)：

① 電圧降下を無視して電流を計算する。

1. 型升海立	81.68元
2. 型升海立	87.08元
3. 型升海立	93.08元
4. 型升海立	97.08元
5. 型升海立	101.08元

① 認知症対応型介護療養施設サービス費

ⅰ 要介護Ⅰ	531単位
ⅱ 要介護Ⅱ	706単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,053単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,127単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,192単位

② 認知症対応型特別養護施設サービス費（1日につき）

ⅰ 認知症対応型特別養護施設サービス費ⅰ

ⅰ 要介護Ⅰ	734単位
ⅱ 要介護Ⅱ	797単位
ⅲ 要介護Ⅲ	833単位
ⅳ 要介護Ⅳ	937単位
ⅴ 要介護Ⅴ	992単位

ⅱ 認知症対応型特別養護施設サービス費ⅱ

ⅰ 要介護Ⅰ	840単位
ⅱ 要介護Ⅱ	904単位
ⅲ 要介護Ⅲ	969単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,034単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,097単位

③ ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費（1日につき）

ⅰ ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費ⅰ

ⅰ ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費ⅰ

ⅰ 要介護Ⅰ	1,112単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,177単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,242単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,306単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,371単位

ⅱ 特設的ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費

ⅰ 要介護Ⅰ	1,117単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,177単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,242単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,306単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,371単位

ⅱ ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費ⅱ

ⅱ ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費ⅱ

ⅰ 要介護Ⅰ	1,037単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,121単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,191単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,261単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,328単位

④ 認知症対応型介護療養施設サービス費ⅱ

ⅰ 要介護Ⅰ	924単位
ⅱ 要介護Ⅱ	953単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,030単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,114単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,178単位

⑤ 認知症対応型特別養護施設サービス費（1日につき）

ⅰ 認知症対応型特別養護施設サービス費ⅰ

ⅰ 要介護Ⅰ	121単位
ⅱ 要介護Ⅱ	761単位
ⅲ 要介護Ⅲ	830単位
ⅳ 要介護Ⅳ	914単位
ⅴ 要介護Ⅴ	979単位

ⅱ 認知症対応型特別養護施設サービス費ⅱ

ⅰ 要介護Ⅰ	825単位
ⅱ 要介護Ⅱ	891単位
ⅲ 要介護Ⅲ	956単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,021単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,084単位

⑥ ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費（1日につき）

ⅰ ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費ⅰ

ⅰ ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費ⅰ

ⅰ 要介護Ⅰ	1,000単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,164単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,228単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,392単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,557単位

ⅱ ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費ⅱ

ⅰ 要介護Ⅰ	1,000単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,164単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,228単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,392単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,557単位

ⅱ ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費ⅱ

ⅱ ユニート型認知症対応型介護療養施設サービス費ⅱ

ⅰ 要介護Ⅰ	1,011単位
ⅱ 要介護Ⅱ	1,111単位
ⅲ 要介護Ⅲ	1,130単位
ⅳ 要介護Ⅳ	1,247単位
ⅴ 要介護Ⅴ	1,311単位

⑤ 経路的ユニット型認知症疾患介護療養施設サービス費

ⅰ 要介護1	1,057単位
ⅱ 要介護2	1,134単位
ⅲ 要介護3	1,191単位
ⅳ 要介護4	1,261単位
ⅴ 要介護5	1,338単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(5)から(9)まで及び(10)から(14)までは算定しない。

3・4 (略)

5 令和6年4月1日までの介護医療院等への移行等に関する計画を、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間ごとに都道府県知事に届け出ている場合は、移行計画未提出施設として、当該年度経過後9月の期間、1日につき所定単位数の100分の10に相当する単位数を所定単位数から減算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、安全管理体制未実施施設として、1日につき8単位を所定単位数から減算する。

7 栄養管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、1日につき14単位を所定単位数から減算する。

8～11 (略)

(4)・(5) (略)

(略)

⑥ 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合においては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、(1)から(4)までの注7、経口移行加算又は経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

⑤ ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費

ⅰ 要介護1	1,011単位
ⅱ 要介護2	1,117単位
ⅲ 要介護3	1,180単位
ⅳ 要介護4	1,247単位
ⅴ 要介護5	1,314単位

注1 (略)

2 別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の95に相当する単位数を算定する。なお、当該施設基準を満たさないものとして100分の95に相当する単位数を算定した指定介護療養型医療施設については、(5)、(7)及び(10)まで及び(11)から(15)までは算定しない。

3・4 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

5～8 (略)

(4)・(5) (略)

(6) 栄養マネジメント加算 14単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設における管理栄養士が、継続的に入院患者ごとの栄養管理をした場合、栄養マネジメント加算として、1日につき所定単位数を加算する。

(7) 低栄養リスク改善加算 300単位

注1 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、低栄養状態にある入院患者又は低栄養状態のおそれのある入院患者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の方が共同して、入院患者の栄養管理をするための会議を行い、入院患者ごとに低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法等を示した計画を作成した場合であって、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士（歯科医師が指示を行う場合においては、当該指示を受けた管理栄養士又は栄養士が、医師の指導を受けている場合に限る。）が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

⑦ 経口移行加算 28単位
 注) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護婦、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び看護婦又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、注1から注5までの注7を算定している場合は、算定しない。

2 (略)

⑧ 経口維持加算
 一 経口維持加算Ⅰ 100単位
 二 経口維持加算Ⅱ 100単位
 注) Ⅰについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、医師が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護婦、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会談等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、ⅡからⅤまでの注7又は経口移行加算を算定している場合は算定しない。

2 (略)

(別表)

(別表)

⑨ 口腔衛生管理加算 90単位
 注) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1日につき所定単位数を加算する。

イ～ハ (略)

⑩～⑬ (略)

⑧ 経口移行加算 28単位
 注) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護婦、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入院患者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び看護婦又は看護職員による支援が行われた場合は、当該計画が作成された日から起算して180日以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

⑨ 経口維持加算
 一 経口維持加算Ⅰ 100単位
 二 経口維持加算Ⅱ 100単位
 注) Ⅰについては、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、現に経口により食事を摂取する者であつて、摂食機能障害を有し、医師が認められる入院患者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護婦、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入院患者の栄養管理をするための食事の観察及び会談等を行い、入院患者ごとに、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成している場合であつて、当該計画に従い、医師又は歯科医師の指示(歯科医師が指示を行う場合にあっては、当該指示を受ける管理栄養士等が医師の指導を受けている場合に限る。注3において同じ。)を受けた管理栄養士又は栄養士が、栄養管理を行った場合に、当該計画が作成された日の属する月から起算して6月以内の期間に限り、1日につき所定単位数を加算する。ただし、経口移行加算を算定している場合は又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない。

2 (略)

3 経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画が作成された日の属する月から起算して6月を超えた場合であっても、摂食機能障害を有し、医師が認められる入院患者であつて、医師又は歯科医師の指示に基づき、継続して嚥下防止のための食事の摂取を進めるための特別な管理が必要とされるものに対しては、引き続き当該加算を算定できるものとする。

⑩ 口腔衛生管理体制加算 90単位
 注) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術指導及び指導を月1回以上行っている場合に、1日につき所定単位数を加算する。

⑪ 口腔衛生管理加算 90単位
 注) 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定介護療養型医療施設において、次に掲げるいずれの基準にも該当する場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、口腔衛生管理体制加算を算定していない場合は、算定しない。

イ～ハ (略)

⑫～⑬ (略)

48 安全対策体制加算

20単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養型施設サービスを行った場合、安全対策体制加算として、入院初日に限り所定単位倍率加算する。

49 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養型施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算Ⅰ 20単位
- 二 サービス提供体制強化加算Ⅱ 18単位
- 三 サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位

(例る)

49 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養型施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、令和6年3月31日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数

(例る)

(例る)

49 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養型施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

(新設)

49 サービス提供体制強化加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し指定介護療養型施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1日につき次に掲げる所定単位数を加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 サービス提供体制強化加算Ⅰ 18単位
- 二 サービス提供体制強化加算ⅠⅡ 19単位
- 三 サービス提供体制強化加算Ⅲ 6単位
- 四 サービス提供体制強化加算Ⅳ 6単位

49 介護職員処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養型施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、平成33年3月31日までの間、(例)及び(例)については、別に厚生労働大臣が定める期日までの間、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数
- 二 介護職員処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の19に相当する単位数
- 三 介護職員処遇改善加算Ⅲ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の10に相当する単位数
- 四 介護職員処遇改善加算Ⅳ (1)により算定した単位数の1000分の90に相当する単位数
- 五 介護職員処遇改善加算Ⅴ (3)により算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

49 介護職員等特定処遇改善加算

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員等の賃金の改定等を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定介護療養型医療施設が、入院患者に対し、指定介護療養型施設サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- 一 介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の15に相当する単位数
- 二 介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ (1)から(3)までにより算定した単位数の1000分の11に相当する単位数

イ 介護保険給付サービス

ア (生活介護施設サービス費 (1日につき))

(1) 1型介護施設サービス費等

ア 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	714単位
イ 介護費2	631単位
ウ 介護費3	1,000単位
エ 介護費4	1,041単位
オ 介護費5	1,051単位

イ 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	925単位
イ 介護費2	831単位
ウ 介護費3	1,171単位
エ 介護費4	1,211単位
オ 介護費5	1,252単位

(2) 1型介護施設サービス費等

ア 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	704単位
イ 介護費2	612単位
ウ 介護費3	1,040単位
エ 介護費4	1,111単位
オ 介護費5	1,231単位

イ 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	811単位
イ 介護費2	721単位
ウ 介護費3	1,154単位
エ 介護費4	1,252単位
オ 介護費5	1,312単位

(3) 1型介護施設サービス費等

ア 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	684単位
イ 介護費2	746単位
ウ 介護費3	1,021単位
エ 介護費4	1,121単位
オ 介護費5	1,211単位

イ 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	797単位
イ 介護費2	805単位
ウ 介護費3	1,131単位
エ 介護費4	1,280単位
オ 介護費5	1,390単位

ロ 介護保険給付サービス

ア (生活介護施設サービス費 (1日につき))

(1) 1型介護施設サービス費等

ア 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	703単位
イ 介護費2	597単位
ウ 介護費3	1,011単位
エ 介護費4	1,111単位
オ 介護費5	1,200単位

イ 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	808単位
イ 介護費2	916単位
ウ 介護費3	1,151単位
エ 介護費4	1,260単位
オ 介護費5	1,340単位

(2) 1型介護施設サービス費等

ア 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	788単位
イ 介護費2	743単位
ウ 介護費3	1,070単位
エ 介護費4	1,124単位
オ 介護費5	1,212単位

イ 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	710単位
イ 介護費2	653単位
ウ 介護費3	1,134単位
エ 介護費4	1,231単位
オ 介護費5	1,320単位

(3) 1型介護施設サービス費等

ア 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	672単位
イ 介護費2	710単位
ウ 介護費3	1,010単位
エ 介護費4	1,107単位
オ 介護費5	1,180単位

イ 1型介護施設サービス費等

ア 介護費1	780単位
イ 介護費2	857単位
ウ 介護費3	1,117単位
エ 介護費4	1,215単位
オ 介護費5	1,301単位

ロ 正科看護学校サービス費（1日につき）

(1) 正科看護学校サービス費

① 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	760単位
イ 費1通2	760単位
ウ 費1通3	812単位
エ 費1通4	1,051単位
オ 費1通5	1,184単位

② 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	779単位
イ 費1通2	875単位
ウ 費1通3	1,082単位
エ 費1通4	1,170単位
オ 費1通5	1,242単位

(2) 正科看護学校サービス費

① 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	653単位
イ 費1通2	710単位
ウ 費1通3	814単位
エ 費1通4	1,041単位
オ 費1通5	1,122単位

② 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	761単位
イ 費1通2	894単位
ウ 費1通3	1,051単位
エ 費1通4	1,151単位
オ 費1通5	1,213単位

(3) 正科看護学校サービス費

① 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	742単位
イ 費1通2	780単位
ウ 費1通3	813単位
エ 費1通4	1,032単位
オ 費1通5	1,111単位

② 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	760単位
イ 費1通2	811単位
ウ 費1通3	861単位
エ 費1通4	1,141単位
オ 費1通5	1,220単位

ハ 特別看護学校サービス費（1日につき）

(1) 特別看護学校サービス費

① 特別看護学校サービス費

ア 費1通1	653単位
--------	-------

ロ 正科看護学校サービス費（1日につき）

(1) 正科看護学校サービス費

① 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	653単位
イ 費1通2	747単位
ウ 費1通3	853単位
エ 費1通4	1,040単位
オ 費1通5	1,118単位

② 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	782単位
イ 費1通2	897単位
ウ 費1通3	1,082単位
エ 費1通4	1,160単位
オ 費1通5	1,238単位

(2) 正科看護学校サービス費

① 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	637単位
イ 費1通2	731単位
ウ 費1通3	800単位
エ 費1通4	1,024単位
オ 費1通5	1,102単位

② 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	746単位
イ 費1通2	841単位
ウ 費1通3	1,018単位
エ 費1通4	1,134単位
オ 費1通5	1,212単位

(3) 正科看護学校サービス費

① 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	626単位
イ 費1通2	730単位
ウ 費1通3	823単位
エ 費1通4	1,012単位
オ 費1通5	1,091単位

② 正科看護学校サービス費

ア 費1通1	735単位
イ 費1通2	820単位
ウ 費1通3	1,035単位
エ 費1通4	1,171単位
オ 費1通5	1,261単位

ハ 特別看護学校サービス費（1日につき）

(1) 特別看護学校サービス費

① 特別看護学校サービス費

ア 費1通1	653単位
--------	-------

① 要介護2	758単位
② 要介護3	979単位
③ 要介護4	1,071単位
④ 要介護5	1,157単位
⑦ 1 特別介護医療院サービス費	
① 要介護1	757単位
② 要介護2	965単位
③ 要介護3	1,081単位
④ 要介護4	1,175単位
⑤ 要介護5	1,291単位
⑧ ② 特別介護医療院サービス費	
① ② 特別介護医療院サービス費	
① 要介護1	680単位
② 要介護2	700単位
③ 要介護3	897単位
④ 要介護4	982単位
⑤ 要介護5	1,058単位
⑦ ③ 特別介護医療院サービス費	
① 要介護1	714単位
② 要介護2	836単位
③ 要介護3	1,003単位
④ 要介護4	1,086単位
⑤ 要介護5	1,161単位
⑨ ユニタリ型1型介護施設サービス費（1日に1人）	
① ユニタリ型1型介護施設サービス費	
① ユニタリ型1型介護施設サービス費	
① 要介護1	942単位
② 要介護2	951単位
③ 要介護3	1,084単位
④ 要介護4	1,288単位
⑤ 要介護5	1,374単位
⑦ ④ ユニタリ型1型介護施設サービス費	
① 要介護1	942単位
② 要介護2	951単位
③ 要介護3	1,088単位
④ 要介護4	1,288単位
⑤ 要介護5	1,379単位
⑧ ユニタリ型1型介護施設サービス費	
① ユニタリ型1型介護施設サービス費	
① 要介護1	952単位

① 要介護2	789単位
② 要介護3	880単位
③ 要介護4	1,072単位
④ 要介護5	1,137単位
⑦ 1 特別介護医療院サービス費	
① 要介護1	740単位
② 要介護2	943単位
③ 要介護3	1,054単位
④ 要介護4	1,155単位
⑤ 要介護5	1,294単位
⑧ ② 特別介護医療院サービス費	
① ② 特別介護医療院サービス費	
① 要介護1	698単位
② 要介護2	894単位
③ 要介護3	978単位
④ 要介護4	983単位
⑤ 要介護5	1,037単位
⑦ ③ 特別介護医療院サービス費	
① 要介護1	698単位
② 要介護2	789単位
③ 要介護3	984単位
④ 要介護4	1,058単位
⑤ 要介護5	1,141単位
⑨ ユニタリ型1型介護施設サービス費（1日に1人）	
① ユニタリ型1型介護施設サービス費	
① ユニタリ型1型介護施設サービス費	
① 要介護1	955単位
② 要介護2	969単位
③ 要介護3	1,104単位
④ 要介護4	1,297単位
⑤ 要介護5	1,377単位
⑦ ④ ユニタリ型1型介護施設サービス費	
① 要介護1	955単位
② 要介護2	969単位
③ 要介護3	1,108単位
④ 要介護4	1,297単位
⑤ 要介護5	1,387単位
⑧ ユニタリ型1型介護施設サービス費	
① ユニタリ型1型介護施設サービス費	
① 要介護1	955単位

イ 要介護2	480単位
ロ 要介護3	1,171単位
ハ 要介護4	1,271単位
ニ 要介護5	1,651単位

ウ 特設的ユニット型介護施設等に関するサービス費

イ 要介護1	882単位
ロ 要介護2	929単位
ハ 要介護3	1,126単位
ニ 要介護4	1,271単位
ホ 要介護5	1,651単位

ホ ユニット型介護施設等に関するサービス費（1日につき）

（1）ユニット型介護施設等に関するサービス費

一 要介護1	841単位
二 要介護2	842単位
三 要介護3	1,102単位
四 要介護4	1,255単位
五 要介護5	1,340単位

（2）特設的ユニット型介護施設等に関するサービス費

イ 要介護1	841単位
ロ 要介護2	842単位
ハ 要介護3	1,102単位
ニ 要介護4	1,255単位
ホ 要介護5	1,340単位

ニ ユニット型特別介護施設等に関するサービス費（1日につき）

（1）ユニット型介護特別介護施設等に関するサービス費

（2）ユニット型介護特別介護施設等に関するサービス費

イ 要介護1	791単位
ロ 要介護2	1,033単位
ハ 要介護3	1,145単位
ニ 要介護4	1,209単位
ホ 要介護5	1,292単位

（3）特設的ユニット型介護特別介護施設等に関するサービス費

イ 要介護1	791単位
ロ 要介護2	1,033単位
ハ 要介護3	1,145単位
ニ 要介護4	1,209単位
ホ 要介護5	1,292単位

（4）ユニット型介護特別介護施設等に関するサービス費

（5）ユニット型介護特別介護施設等に関するサービス費

イ 要介護1	886単位
ロ 要介護2	886単位
ハ 要介護3	1,104単位
ニ 要介護4	1,194単位
ホ 要介護5	1,277単位

イ 要介護2	921単位
ロ 要介護3	1,121単位
ハ 要介護4	1,230単位
ニ 要介護5	1,621単位

一 ユニット型介護施設等に関するサービス費

イ 要介護1	815単位
ロ 要介護2	821単位
ハ 要介護3	1,123単位
ニ 要介護4	1,269単位
ホ 要介護5	1,589単位

ホ ユニット型介護施設等に関するサービス費（1日につき）

（1）ユニット型介護施設等に関するサービス費

一 要介護1	824単位
二 要介護2	824単位
三 要介護3	1,110単位
四 要介護4	1,254単位
五 要介護5	1,318単位

（2）ユニット型介護施設等に関するサービス費

イ 要介護1	824単位
ロ 要介護2	824単位
ハ 要介護3	1,110単位
ニ 要介護4	1,254単位
ホ 要介護5	1,318単位

ニ ユニット型特別介護施設等に関するサービス費（1日につき）

（1）ユニット型介護特別介護施設等に関するサービス費

（2）ユニット型介護特別介護施設等に関するサービス費

イ 要介護1	774単位
ロ 要介護2	875単位
ハ 要介護3	1,085単位
ニ 要介護4	1,185単位
ホ 要介護5	1,271単位

（3）ユニット型介護特別介護施設等に関するサービス費

イ 要介護1	774単位
ロ 要介護2	875単位
ハ 要介護3	1,085単位
ニ 要介護4	1,185単位
ホ 要介護5	1,271単位

（4）ユニット型介護特別介護施設等に関するサービス費

（5）ユニット型介護特別介護施設等に関するサービス費

イ 要介護1	783単位
ロ 要介護2	876単位
ハ 要介護3	1,084単位
ニ 要介護4	1,178単位
ホ 要介護5	1,251単位

（イ）経過型ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費

a. 要介護1	800単位
b. 要介護2	800単位
c. 要介護3	1,044単位
d. 要介護4	1,191単位
e. 要介護5	1,272単位

注1～3 (略)

4. 別に厚生労働大臣が定める基準を設けない場合は、受入管理体制を基準として、1日につき単位を所定単位数から減算する。

5. 施設管理について、別に厚生労働大臣が定める基準を設けない場合は、1日につき11単位を所定単位数から減算する。

6～7 (略)

8. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして経過型基準に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、士を算定している場合は、算定しない。

9 (略)

10. 入所費であって、退所が見込まれる費をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が在宅サービスを提供する場合は、1月に6日を退所として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず。注9を算定している場合は算定しない。

11 (略)

12. 3イイから4イまでの注15、11イ及び2の注12及び4イイから5イまでの注10に該当する者であって、当該者が入院する病院又は診療所が、介護医療院の人口、施設及び設備並びに運営に関する基準規則第2条に規定する病院を行って介護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従業員等に入院するものに対して、1型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当該の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型介護療養施設サービス費Ⅱ、Ⅱ若しくはⅢ、療養型介護療養施設サービス費Ⅲの療養型介護療養施設サービス費Ⅳ若しくはⅤ、療養型介護療養施設サービス費Ⅵの療養型介護療養施設サービス費Ⅶ、療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱ、療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅲの療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅳ、診療所型介護療養施設サービス費Ⅰの診療所型介護療養施設サービス費Ⅱ、Ⅱ若しくはⅢ、診療所型介護療養施設サービス費Ⅳの診療所型介護療養施設サービス費Ⅴ、認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅰの認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅱ、認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅲの認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ、認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅴの認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅵ、認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅶの認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅷ、認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅸの認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅹ又は認知症対応型経過型介護療養施設サービス費Ⅰを算定する。

13 (略)

（ロ）ユニット型Ⅱ型特別介護医療院サービス費

a. 要介護1	780単位
b. 要介護2	878単位
c. 要介護3	1,084単位
d. 要介護4	1,178単位
e. 要介護5	1,261単位

注1～3 (略)

(省略)

(省略)

4～5 (略)

6. 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして経過型基準に届け出た介護医療院において、若年性認知症患者に対して介護医療院サービスを行った場合は、若年性認知症患者受入加算として、1日につき120単位を所定単位数に加算する。ただし、士を算定している場合は、算定しない。

7 (略)

8. 入所費であって、退所が見込まれる費をその居宅において試行的に退所させ、介護医療院が在宅サービスを提供する場合は、1月に6日を退所として所定単位数に代えて1日につき800単位を算定する。ただし、試行的な退所に係る初日及び最終日は算定せず。注9を算定している場合は算定しない。

9 (略)

10. 3イイから4イまでの注11、11イ及び2の注8及び4イイから5イまでの注6に該当する者であって、当該者が入院する病院又は診療所が、介護医療院の人口、施設及び設備並びに運営に関する基準規則第2条に規定する病院を行って介護医療院を開設し、引き続き当該介護医療院の従業員等に入院するものに対して、1型介護医療院サービス費、Ⅱ型介護医療院サービス費又は特別介護医療院サービス費を支給する場合は、当該の間、それぞれ、療養型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型介護療養施設サービス費Ⅱ、Ⅱ若しくはⅢ、療養型介護療養施設サービス費Ⅲの療養型介護療養施設サービス費Ⅳ若しくはⅤ、療養型介護療養施設サービス費Ⅵの療養型介護療養施設サービス費Ⅶ、療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅰの療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅱ、療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅲの療養型経過型介護療養施設サービス費Ⅳ、診療所型介護療養施設サービス費Ⅰの診療所型介護療養施設サービス費Ⅱ、Ⅱ若しくはⅢ、診療所型介護療養施設サービス費Ⅳの診療所型介護療養施設サービス費Ⅴ、認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅰの認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅱ、認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅲの認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅳ、認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅴの認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅵ、認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅶの認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅷ、認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅸの認知症対応型介護療養施設サービス費Ⅹ又は認知症対応型経過型介護療養施設サービス費Ⅰを算定する。

11 (略)